令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

認可外保育施設指導監督基準等の理解促進に関する調査研究

事業報告書

令和４年３月

株式会社 小学館集英社プロダクション

目　次

Ⅰ．事業要旨

１．本事業の実施背景..... 3

２．本事業の実施概要..... 3

Ⅱ．事業目的

１．本事業の実施目的..... 4

Ⅲ．事業の実施内容

１．実施体制..... 5

２．実施経過

１）実施スケジュール..... 5

２）映像制作

①【映像１】認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像..... 6

②【映像２】認可外保育施設指導監督基準についての解説映像..... 8

③ヒアリング調査..... 9

３）チェックリスト制作

①チェックリストの制作過程..... 11

②ヒアリング調査..... 11

４）リーフレット制作

①リーフレットの制作過程..... 13

②ヒアリング調査..... 13

目　次

Ⅳ．調査等の結果

１．映像制作

１）【映像１】認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像..... 15

２）【映像２】認可外保育施設指導監督基準についての解説映像..... 20

２．チェックリスト制作

１）１日に６名以上の乳幼児が利用する施設..... 25

２）１日に５名以下の乳幼児が利用する施設..... 26

３）ベビーシッターを複数雇用する事業者..... 27

４）個人のベビーシッター..... 28

３．リーフレット制作..... 29

Ⅴ．分析・考察

１．映像制作

１）【映像１】認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像..... 30

２）【映像２】認可外保育施設指導監督基準についての解説映像..... 33

２．チェックリスト制作..... 36

３．リーフレット制作..... 37

Ⅵ．成果の公表方法..... 38

Ⅶ．資料編..... 39

Ⅰ．事業要旨

１．本事業の実施背景

令和元年５月10日子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、認可外保育施設においては、保育の必要性の認定を受けた場合、３～５歳児は月額3.7万円までの利用料を無償化、０～２歳児は保育の必要性を受けた住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料無償化の施策がとられている。

この無償化の措置は、国が定める基準を満たした認可外保育施設が対象となっており、満たしていない施設においても５年間の経過措置がとられ、法施行後２年を目途に見直す旨の検討が規定されている。

令和元年度、立入調査対象の認可外保育施設数13,624か所のうち、実施か所数は10,125か所（74.3%）、更に認可外保育施設指導監督基準（平成13年３月29日雇児発第177号（別添）認可外保育施設指導監督基準）（以下、指導監督基準）適合施設は6,053か所（59.8%）といずれも十分な水準とはいえない状況である。

また、認可外保育施設での死亡事故数は減少傾向ではあるものの、平成27年から令和２年までで32件もの死亡事故が発生しており、認可施設と比べて死亡事故件数が多い。

こうした状況を受け、一刻も早い指導監督の担当者の業務効率化と、各認可外保育施設に向けた指導監督基準の周知徹底が求められているものと考える。

２．本事業の実施概要

認可外保育施設に対する指導監督を担当する職員及び認可外保育施設の運営者、職員等に向け、指導監督基準について分かりやすく説明した映像資料、チェックリスト、リーフレットを制作。

映像資料は、都道府県等の指導監督担当者に向けた認可外保育施設指導監督の指針（平成13年３月29日雇児発第177号〔別紙〕認可外保育施設指導監督の指針）（以下、指導監督の指針）についての解説映像と、認可外保育施設の運営者や職員等に向けた指導監督基準についての解説映像の２本制作した。

チェックリストは、認可外保育施設で勤務される職員に向けて、忘れがちかつ職員一人ひとりの心がけによって改善が可能と考えられる指導監督基準の項目をリスト化した。

リーフレットは、認可外保育施設の運営者や職員、新規のベビーシッター登録者等に向けた指導監督基準の入門書となるような内容で制作。

制作にあたっては、現場職員の意見を反映することをねらいとし、認可外保育施設運営を担当している部署の協力を得て、現場職員や運営担当者へのヒアリングを実施。

Ⅱ．事業目的

１．本事業の実施目的

認可外保育施設は令和元年10 月よりスタートした幼児教育・保育の無償化の対象となっているが、指導監督基準を満たすことが要件とされている。
しかしながら、幼児教育・保育の無償化の施行後５年間は、指導監督基準を満たさずとも無償化の対象となる経過措置規定が置かれているほか、この経過措置の施行の状況について検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。
この規定を踏まえ、認可外保育施設の質の維持・向上を図るため、各都道府県等における指導監督業務の質の向上や効率化について、具体的な取組を検討する必要がある。

本事業は、その取組の一つとして、各都道府県等において認可外保育施設に対する指導監督を担当する職員及び認可外保育施設の職員等に向け、指導監督基準等についての分かりやすい映像資料、チェックリスト、リーフレットの制作を行う。

Ⅲ．事業の実施内容

１．実施体制

本事業は、下記の体制によって実施した。

構成	担当する事業の内容
株式会社 小学館集英社プロダクション パブリックサービス事業部	・本事業全体の進行管理 ・厚生労働省窓口 ・制作物全体ディレクション ・映像制作ディレクション ・チェックリスト制作ディレクション ・リーフレット制作ディレクション ・リーフレット内容制作 ・総合保育事業部窓口 ・経理業務
株式会社 小学館集英社プロダクション 総合保育事業部	・映像内容制作 ・チェックリスト内容制作 ・制作物ヒアリング

２．実施経過

１）実施スケジュール

本事業の実施スケジュールは以下のとおりである。

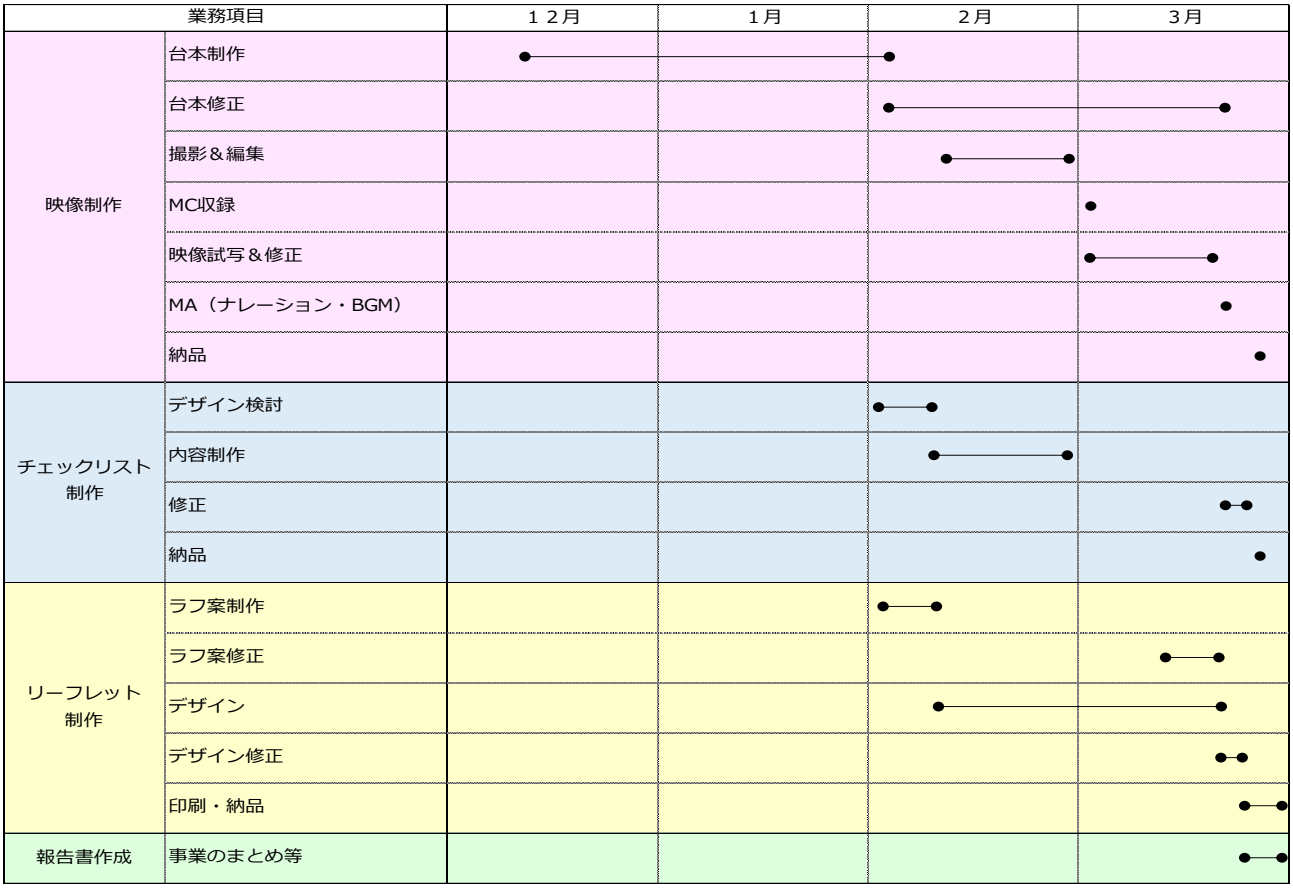

Ⅲ．事業の実施内容

２．実施経過

２）映像制作

①【映像１】認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

指導監督の指針についての解説映像は、都道府県等の指導監督担当者が認可外保育施設指導監督についての理解を深められるように制作。認可外保育施設への立入調査実施率の向上へ寄与することを目指した。

【台本制作】

台本制作にあたっては、指導監督の指針から、８つのポイントを挙げ内容を構成した。以下、台本制作の過程を記載する。

制作日	制作内容
令和３年12月24日	映像１　MC台本　VTR台本の制作スタート
令和４年２月３日	映像１　MC台本　VTR台本の初稿完成 社内内容確認
令和４年２月９日	映像１　各台本　厚生労働省及び社内内容確認 修正作業
令和４年２月16日	映像１　MC台本　VTR台本　第２稿完成 厚生労働省及び社内内容確認
令和４年３月３日	映像１　MC台本完成　VTR台本修正
令和４年３月７日	映像１　VTR台本 厚生労働省及び社内内容確認
令和４年３月22日	映像１　VTR台本完成

【撮影・編集】

制作において、視聴者が該当場面をイメージしやすいよう保育所で子どもたちが過ごす様子や、職員の様子等について撮影を実施。映像の編集にあたっては、視聴者にとって分かりやすいものとなるよう、図や表を活用した。

制作日	制作内容
令和４年２月28日	映像１　保育施設にて映像素材撮影 映像編集スタート
令和４年３月16日	映像１　VTR①～⑤　チェック用動画完成　随時修正作業開始
令和４年３月17日	映像１　VTR⑥～⑧　チェック用動画完成　随時修正作業開始
令和４年３月22日	映像１　MC映像、VTR映像が完成
令和４年３月24日	映像１　ナレーション・BGM追加 最終修正作業
令和４年３月25日	映像１　完成・納品

Ⅲ．事業の実施内容

２．実施経過

２）映像制作

①【映像１】認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

【MC収録】

制作した映像では、単にスライドを流し続けるものにならないよう、MCで女性アナウンサーを起用した。視聴者に向けたメッセージをより効果的に伝えることができると考えた。

制作日	制作内容
令和４年３月３日	映像１　MC台本完成
令和４年３月７日	映像１　MC収録

【MA（ナレーション・BGM）】

映像の各VTRには、男性声優によるナレーションを入れている。温かみを感じる声によって、視聴者に安心感を与えることができると考えた。また、各VTRの入りや、内容の変化に応じて効果音を追加したり、BGMを挿入したりすることで映像にメリハリをつけている。

制作日	制作内容
令和４年３月22日	映像１　VTR台本完成
令和４年３月23日	映像１　ナレーション収録　BGM・SE確認

Ⅲ．事業の実施内容

２．実施経過

２）映像制作

②【映像２】認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

指導監督基準についての解説映像は、指導監督を行う都道府県等職員のみならず、認可外保育施設の運営主体及び勤務する職員が理解でき、基準を意識した運営を行うことができるように分かりやすく伝えることを目指した。

【台本制作】

台本制作にあたっては、指導監督基準を８つの項目に分けて構成した。以下、台本制作の過程について記載する。

制作日	制作内容
令和３年12月24日	映像２　MC台本　VTR台本の制作スタート
令和４年１月25日	映像２　MC台本　VTR台本の初稿完成 社内内容確認　修正
令和４年２月２日	映像２　MC台本　VTR台本の第２稿完成
令和４年２月３日	映像２　厚生労働省及び社内内容確認 修正作業
令和４年２月９日	映像２　MC台本　VTR台本の修正作業
令和４年３月３日	映像２　MC台本完成
令和４年３月７日	映像２　VTR台本 厚生労働省及び社内内容確認
令和４年３月22日	映像２　VTR台本完成

【撮影・編集】

制作において、視聴者が該当場面をイメージしやすいよう保育所で子どもたちが過ごす様子や、職員の様子等について撮影を実施。映像の編集にあたっては、視聴者にとって分かりやすいものとなるよう、図や表を活用した。

制作日	制作内容
令和４年２月28日	映像２　保育施設にて映像素材撮影 映像編集スタート
令和４年３月９日	映像２　VTR①～④　チェック用動画完成　随時修正作業開始
令和４年３月14日	映像２　VTR⑤～⑧　チェック用動画完成　随時修正作業開始
令和４年３月22日	映像２　MC映像、VTR映像が完成
令和４年３月24日	映像２　ナレーション・BGM追加 最終修正作業
令和４年３月25日	映像２　完成・納品

Ⅲ．事業の実施内容

２．実施経過

２）映像制作

②【映像２】認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

【MC収録】

制作した映像では、単にスライドを流し続けるものにならないよう、MCで女性アナウンサーを起用した。視聴者に向けたメッセージをより効果的に伝えることができると考えた。特に、映像２は認可外保育施設の職員向けの側面があるため、各VTR間にMC映像を設けた。

制作日	制作内容
令和４年３月３日	映像２　MC台本完成
令和４年３月７日	映像２　MC収録

【MA（ナレーション・BGM）】

映像の各VTRには、男性声優によるナレーションを入れている。温かみを感じる声によって、視聴者に安心感を与えることができると考えた。また、各VTRの入りや、内容の変化に応じて効果音を追加したり、BGMを挿入したりすることで映像にメリハリをつけている。

制作日	制作内容
令和４年３月22日	映像２　VTR台本完成
令和４年３月23日	映像２　ナレーション収録　BGM・SE確認

③ヒアリング調査

制作を行った映像１、映像２それぞれについて、認可外保育施設の職員、認可外保育施設マネージャー等にヒアリング調査を実施した。ヒアリングは、経験年数が異なる職員等、様々な人材を対象とし、現場職員の意見を確実に吸い上げることのできるよう工夫をした。以下、ヒアリング調査の内容について記載する。

【ヒアリング対象者】

認可外保育施設職員
認可外保育施設職員
認可外保育施設職員
認可外保育施設職員
認可外保育施設統括マネージャー
認可外保育施設マネージャー
認可外保育施設マネージャー
認可外保育施設マネージャー

Ⅲ．事業の実施内容

２．実施経過

２）映像制作

③ヒアリング調査

ヒアリング調査については、映像台本、映像を見ていただき、感想や改善した方が良いポイント等について聞き取りを実施。改善した方が良いポイントについては、可能な範囲で映像に反映した。ヒアリングは、３月17日までの制作段階の映像、台本を見せることで実施した。

意見の分類	意見内容
全体について	【感想】 ・自治体から送られてくる書面よりも、映像の方がわかりやすい。 ・保育施設全体にこの映像の存在が分かり、子どもや保護者が安心して預けられる施設が増えると良いと思った。 ・保育施設運営も映像があると良いと思った。例えば、保育の内容、危機管理のところ、ガイドライン全般のダイジェストといった内容。
台本について	【感想】 ・台本を読んだが、文字だけだと難しく感じる。 ・映像１の台本を読んで、知らないことがたくさんあったのでしっかり作られていると感じた。 ・まとまっているので、わかりやすい。 ・難しい文章を読んでもわからなかったこともあったが、今回の台本を読んでわかった。 ・届け出をしていないところはきっとこのような映像も視ないのではないかと思う。
映像について	【感想】 ・映像１と映像２に分かれているので確認しやすい。 ・映像１に関して、はじめ施設運営者に向けてなのか不明だったが、自治体向けとわかった。 ・映像１は、難しい言い回しが多いと感じたが、自治体職員向けなら大丈夫なのだろう。 ・映像２で、映像を流していると細かい文字を読むことが難しいと感じたが、 YouTubeに掲載するということで映像を止めて確認することができると知って安心した。 ・ナレーションがとてもわかりやすい。映像２は長いと思ったが小分けでみれるようになっているので、忙しい現場でも分けてみることができる。 【改善事項】 ・映像１・２で、職員の個人名が判別できるところが多々あり。 ・保育士の爪が長い画像は使わない方が良いのでは。 ・映像２のVTR②でプールの場面があるが、上半身裸の画像は使わない方が良い。 ・映像２のVTR⑦で乳幼児突然死症候群に触れている場面の赤ちゃんが仰向け寝になっていないので画像変更した方がいい。

Ⅲ．事業の実施内容

２．実施経過

３）チェックリスト制作

①チェックリストの制作過程

指導監督基準の中で、勤務する職員や事業者が意識づけをすることで改善可能な項目について抽出し、チェックリスト化した。以下、チェックリスト制作の過程について記載する。

制作日	制作内容
令和４年２月８日	チェックリスト　デザイン検討スタート
令和４年３月４日	チェックリスト素案　完成
令和４年３月14日	チェックリスト素案　厚生労働省内容確認 修正作業
令和４年３月16日	チェックリスト修正稿　完成
令和４年３月24日	チェックリスト　厚生労働省内容確認
令和４年３月25日	最終修正 完成・納品

②ヒアリング調査

制作を行ったチェックリストについて、認可外保育施設の職員、認可外保育施設マネージャー等にヒアリング調査を実施した。ヒアリングは、経験年数が異なる職員等、様々な人材を対象とし、現場職員の意見を確実に吸い上げることのできるよう工夫をした。以下、ヒアリング調査の内容について記載する。

【ヒアリング対象者】

認可外保育施設職員
認可外保育施設職員
認可外保育施設職員
認可外保育施設職員
認可外保育施設統括マネージャー
認可外保育施設マネージャー
認可外保育施設マネージャー
認可外保育施設マネージャー

Ⅲ．事業の実施内容

２．実施経過

３）チェックリスト制作

②ヒアリング調査

ヒアリング調査については、制作したチェックリストを見ていただき、使い勝手や感想等について聞き取りを実施。改善した方が良いポイントについては、可能な範囲で反映した。ヒアリングは、３月24日までの制作物を見せることで実施した。

意見の分類	意見内容
全体について	・定期的に振り返ることで、つい忘れてしまう漏れがちな業務を再確認できると感じた。 ・施設長だけでなく、多くの職員の目で確認できるので業務が効率化できる。 ・チェックリストを基に役割分担をすることで、職員の参加意識が高まる。 ・認可外保育施設として、守るべき項目が全員に周知できる。 ・日々、現場中心となり、指導監督基準を振り返る時間がないが、チェックリストがあることにより、優先順位をつけて業務をすすめることができる。 ・認可保育施設指導監督基準は頭に入れていたつもりでしたが、チェックリストがあると項目の変化等があった場合に再認識しやすい。 ・指導監督基準について、自分の理解に「思い込み」もあったことが分かった。 ・「誰が」「いつ」「何を」「行う」が明確になる。
１日に６名以上の乳幼児が利用する施設について	・０歳の保育カリキュラム、デイリープログラムは作成するのが難しいが今後は月齢に合ったものを具体的に作成していきたい。 ・認可外保育施設に通園する園児も認可保育園に通園する園児となるべく同じ環境を目指し、できる限り、乳幼児の成長に配慮した保育環境をつくっていく必要があると感じました。
１日に５名以下の乳幼児が利用する施設について	・小規模施設ではあるが、保育所保育指針をより理解し、運営にあたらなくてはいけないと感じました。 ・（保護者より健康診断の提出を受ける施設）継続して保育をしている児童の健康診断は入所時に提出いただくが、その後の年2回の健診結果をもらい忘れることがあるので、今後、リスト等を活用して漏れのないようにしていきたい。 ・施設及びサービスに関する内容の掲示は新項目があることに気づいたので、定期的に指導監督基準を確認する必要性を感じた。
ベビーシッターについて	・避難経路、避難場所、消火用具の場所など事前に保護者とよく話し合っておかなければならないと感じた

Ⅲ．事業の実施内容

２．実施経過

４）リーフレット制作

①リーフレットの制作過程

本事業で制作を行った「【映像２】認可外保育施設指導監督基準についての解説映像」「チェックリスト」へつなげるためそれぞれのQRコードを掲載。認可外保育施設の運営者、職員等が指導監督基準について学ぶ際の入門書のようなリーフレットとなることを目指し制作した。以下、制作過程について記載する。

制作日	制作内容
令和４年２月９日	リーフレット　ラフ案完成 内容確認
令和４年２月14日	ラフ案修正　第２稿完成 厚生労働省内容確認
令和４年２月21日	ラフ案修正　第３稿完成 厚生労働省内容確認
令和４年３月15日	ラフ案　最終稿完成
令和４年３月22日	リーフレットデザイン案　２案完成 厚生労働省及び社内内容確認
令和４年３月23日	リーフレットデザイン決定 社内修正作業
令和４年３月24日	リーフレット　厚生労働省最終確認
令和４年３月25日	最終修正 完成・データ納品
令和４年３月31日	印刷物　納品

②ヒアリング調査

制作したリーフレットについて、認可外保育施設の職員、認可外保育施設マネージャー等にヒアリング調査を実施した。ヒアリングは、経験年数が異なる職員等、様々な人材を対象とし、現場職員の意見を確実に吸い上げることのできるよう工夫をした。以下、ヒアリング調査の内容について記載する。

【ヒアリング対象者】

認可外保育施設職員
認可外保育施設職員
認可外保育施設職員
認可外保育施設職員
認可外保育施設統括マネージャー
認可外保育施設マネージャー
認可外保育施設マネージャー
認可外保育施設マネージャー

Ⅲ．事業の実施内容

２．実施経過

４）リーフレット制作

②ヒアリング調査

ヒアリング調査については、制作したリーフレットを見ていただき、感想等について聞き取りを実施。改善した方が良いポイントについては、可能な範囲で反映した。ヒアリングは、３月23日までの制作物を見せることで実施した。

意見の分類	意見内容
全体について	・リーフレットがあると、手に取って読むと思う。 ・映像の内容を更にまとめて記載してあるのでわかりやすい。 ・認可外の届出がまだできていない施設に、どのように配布するのかが気になる。 ・リーフレットは、施設を経営している人たちがみるものだと思うが、保護者にも広く手に取れるようになると勉強になり、保育施設を選ぶ時に良いと思う。 ・保護者だけでなく、保育士も知っていると良いと感じます。 ・届出をしていないと、保育料無償化の対象外になると初めて知った。きっと知らないところが多いと思うので、早く配布したほうが良いと思う。 ・認可外保育施設の運営のポイントとなっていたが、経営のことが中心だと思った。 ・お金に係る文章が目立っているので、内容をみて運営が恐いと感じてしまった。
改善事項について	・表紙の「認可外保育施設を運営する方」と「認可外保育施設の運営者の方」という表現が混在しているので統一した方が良い。 ・中面左側のイラストや写真が虐待等の話題に合っていないので、変更した方が良い。

Ⅳ．調査等の結果

１．映像制作

１）【映像１】認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

以下、指導監督の指針についての解説映像のキャプチャ画像と各VTRの概要について記載をする。

① MCオープニング

本動画が、都道府県等の職員に向けて制作された映像であることを伝え、指導監督の指針について８つのポイントで解説していくことを明らかにしている。

【MCオープニング】

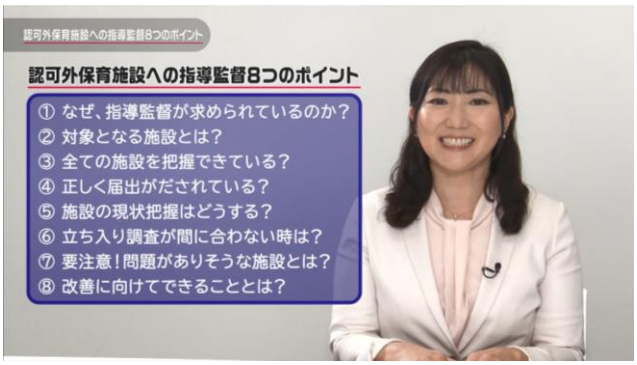

② VTR①なぜ、認可外保育施設への指導監督が求められているか？

営利を優先し、十分でない環境で保育を行う認可外保育施設での死亡事故等が社会問題となったことを伝え、認可外保育施設の質の向上、安心安全な保育環境を実現するための指導監督であることを解説。

【VTR①なぜ、認可外保育施設への指導監督が求められているか？】

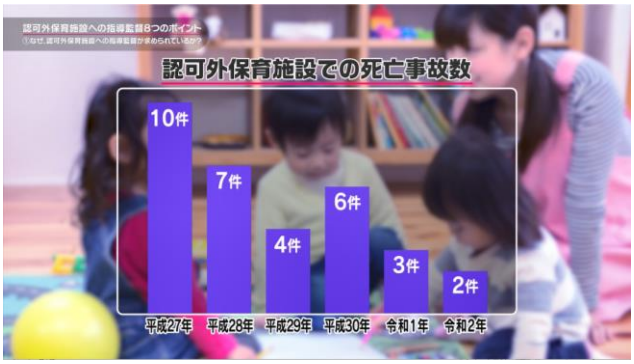

Ⅳ．調査等の結果

１．映像制作

１）【映像１】認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

③　VTR②対象となる施設とは？

認可外保育施設指導監督の対象となる施設について解説。ベビーシッターも対象となる点や、幼稚園等の幼児教育を目的とした施設でも乳幼児が保育されている実態がある場合は法の対象となる点も注意を促している。

【VTR②対象となる施設とは？】

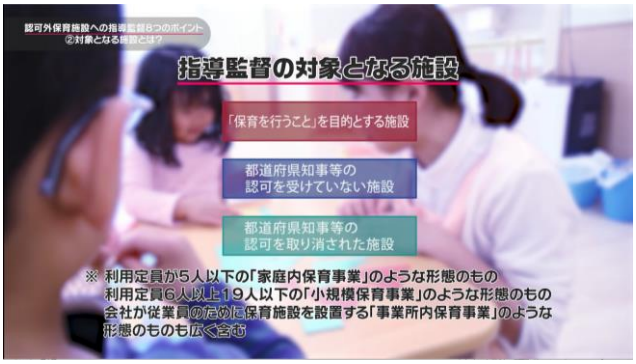

④　VTR③すべての認可外保育施設を把握できている？

届出対象外となる施設、届出対象外施設についても年１回以上の運営状況報告が求められていること、届出対象外の形態であっても、届出対象となる場合があることについて解説している。

【VTR③すべての認可外保育施設を把握できている？】

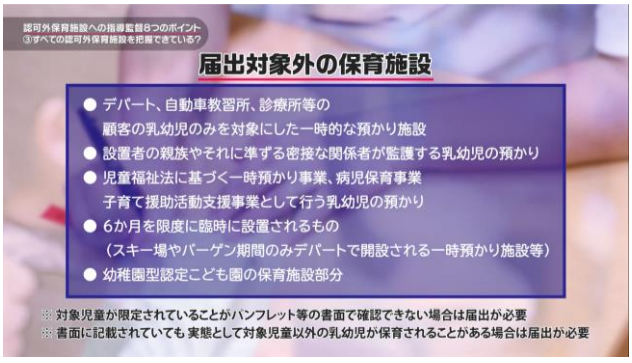

Ⅳ．調査等の結果

１．映像制作

１）【映像１】認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

⑤　VTR④正しく届出が出されている？

認可外保育施設が届出を行う際、届出に記載すべき事項、開設後１か月を経過しても届出がない場合の対処について解説している。

【VTR④正しく届出が出されている？】

⑥　VTR⑤認可外保育施設の状況把握はどうする？

認可外保育施設の状況把握として、報告徴収と立入調査の２つについて解説。報告徴収では、速やかに報告させる必要がある事例を解説。立入調査では、年１回以上実施すること、ベビーシッターは立入調査に代えて講習等を実施することを解説している。

【VTR⑤認可外保育施設の状況把握はどうする？】

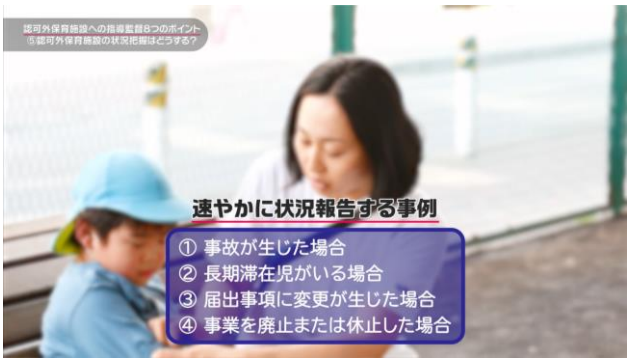

Ⅳ．調査等の結果

１．映像制作

１）【映像１】認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

⑦　VTR⑥立入調査が間に合わない！

すべての認可外保育施設へ立入調査が実施できない都道府県等について、やむを得ず項目を絞って実施する等の措置について解説。また、必ず年１回以上実施する必要がある施設も解説。

【VTR⑥立入調査が間に合わない！】

⑧　VTR⑦要注意！問題があると考えられる施設とは？

問題があると考えられる施設の特徴について解説。特徴に当てはまる施設に対して重点的な指導監督が実施できるよう立入調査の実施計画を策定することについても触れている。

【VTR⑦要注意！問題があると考えられる施設とは？】

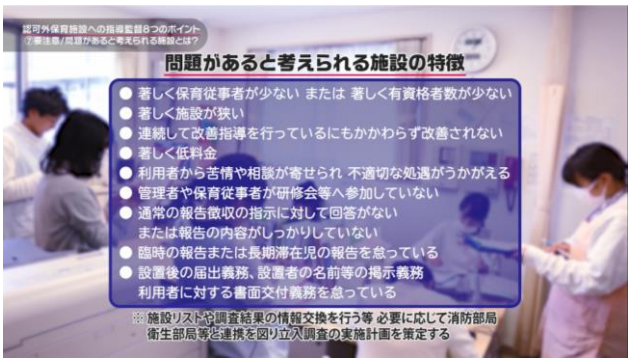

Ⅳ．調査等の結果

１．映像制作

１）【映像１】認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

⑨　VTR⑧改善に向けてできること

立入調査の結果、指導監督基準等に照らして改善を求める必要がある施設に対する措置について解説。改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令または施設閉鎖命令について解説。

【VTR⑧改善に向けてできること】

⑩　MCエンディング

指導監督を担当する職員が、指導監督の指針や指導監督基準を確実に理解することで子どもたちの安心安全な保育につながることを伝えている。

【MCエンディング】

Ⅳ．調査等の結果

１．映像制作

２）【映像２】認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

① MCオープニング

指導監督基準の文章量の多さによって、すべて読んで理解するには骨が折れると考えられることから、映像にすることで理解促進をねらいとしていることを伝えている。

【MCオープニング】

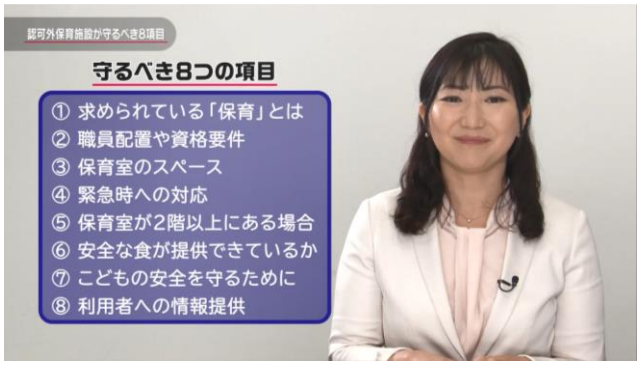

② VTR①求められる「保育」とは

認可外保育施設が求められる保育のカリキュラム、遊具、玩具等や、保育従事者が必要な保育姿勢、保護者との連絡体制等について解説している。

【VTR①求められる「保育」とは】

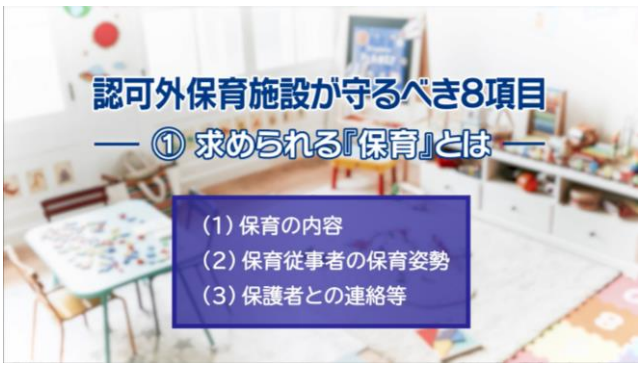

Ⅳ．調査等の結果

１．映像制作

２）【映像２】認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

③　VTR②職員配置や資格要件を確認しよう

認可外保育施設が安全な保育を行うため、乳幼児の数に応じた職員配置が必要となること、職員が有するべき資格について解説している。

【VTR②職員配置や資格要件を確認しよう】

④　VTR③保育室のスペースを確認しよう

１日に保育する乳幼児の数が６人以上の施設、５人以下の施設それぞれに必要となる保育室の広さや、部屋の種類について解説している。

【VTR③保育室のスペースを確認しよう】

Ⅳ．調査等の結果

１．映像制作

２）【映像２】認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

⑤　VTR④緊急時への対応を確認しよう

子どもたちの安全を守るために必要となる災害時に必要な設備や、災害発生時の備えについて解説している。

【VTR④緊急時への対応を確認しよう】

⑥　VTR⑤保育室が２階以上にある場合の注意点

原則１階に設けることが望ましい保育室を２階以上に設ける場合の注意事項について解説。２階の場合、３階の場合、４階以上の場合それぞれについて解説している。

【VTR⑤保育室が２階以上にある場合の注意点】

Ⅳ．調査等の結果

１．映像制作

２）【映像２】認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

⑦　VTR⑥安全な食が提供できているか確認しよう

食事を提供する際の衛生管理、アレルギー対応等について解説。特に、アレルギー対応は保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき適切な対応が必要となることを解説。

【VTR⑥安全な食が提供できているか確認しよう】

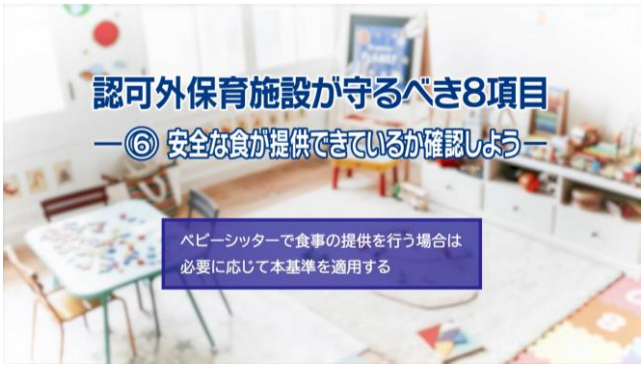

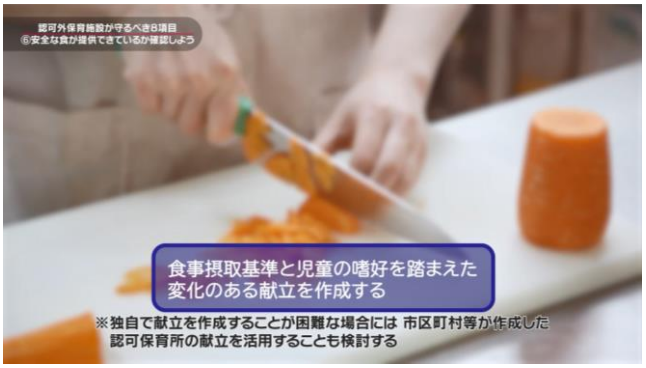

⑧　VTR⑦子どもの安全を守るためにできること

子どもの安全を守るために気を付けるべきことを８項目に分けて解説している。

【VTR⑦子どもの安全を守るためにできること】

Ⅳ．調査等の結果

１．映像制作

２）【映像２】認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

⑨　VTR⑧利用者への情報提供

利用者へ提供すべき情報について解説。掲示する必要のあるサービス内容の詳細や、利用者へ交付する書面に記載すべき内容について解説している。

【VTR⑧利用者への情報提供】

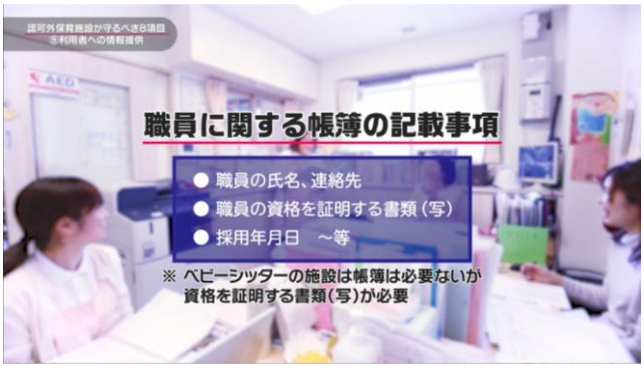

⑩　MCエンディング

指導監督基準は保育に携わる者が守るべきルールであり、子どもの命を預かる以上守ることが責務であることを伝えている。詳しい情報に飛べるよう厚生労働省のサイトQRコードを掲載している。

【MCエンディング】

Ⅳ．調査等の結果

２．チェックリスト制作

１）１日に６名以上の乳幼児が利用する施設

以下、指導監督基準のうち、１日に６名以上の乳幼児が利用する施設に該当する項目の中で、職員の意識付け等によって改善することができると考えられる項目についてまとめたチェックリストを掲載する。

【チェックリスト（６名以上施設）】

お忘れでないですか？～見落としがちな指導監督基準項目チェックリスト
（1日に6名以上の乳幼児が利用する施設）

	☑	チェック項目	備考欄
1		乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に十分配慮がなされた保育の計画を作成し（保育のカリキュラム、デイリープログラムの作成を含みます）実行していますか？	
2		年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居など必要な遊具、保育用品等を備えていますか？それらは安全で衛生的ですか？	
3		施設内研修を行う等、保育従事者が保育所保育指針を理解する機会を設け、人間性及び専門性の向上に努めていますか？	
4		児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門機関と連携する等の体制をとっていますか？	
5		消火用具の設置場所は適切で、使用方法等を職員全員が理解していますか？	
6		非常災害に対する具体的計画（消防計画）を作成していますか？	地方自治体のHP等に消防計画の作成例が掲載されている場合があります。
7		おおむね毎月1回以上の避難訓練（消火活動、通報連絡、避難誘導等の実地訓練）を実施していますか？	
8		調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行っていますか？ ・食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用していますか？ ・ほ乳瓶は使用するごとによく洗い、滅菌していますか？ ・調理室が汚れていたり、残飯等が放置されていたりすることなく、清潔に保たれていますか？ ・食器類等を、（十分に消毒せずに）乳幼児や保育従事者の間で共有されていませんか？ 等	
9		身長や体重の測定等、基本的な発育チェックを毎月、定期的に行っていますか？	
10		継続して保育している児童の健康診断を入所時及び1年に2回実施していますか？ ※直接できない場合は、保護者から健康診断の提出を受ける又は母子手帳の写しを提出してもらい、健康状態を確認をしていますか？	
11		職員の採用時及び1年に1回の健康診断を実施していますか？	職員の健康診断は、労働安全衛生法上で義務づけられており、違反した場合は50万円以下の罰金刑の対象となることに留意してください。
12		睡眠中の乳幼児は原則仰向けにし、その顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察することにより、乳幼児突然死症候群（SIDS）に対する注意をはらっていますか？	
13		施設及びサービスに関する内容が掲示されていますか？	指導監督基準に様式があります（様式14）。
14		利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付していますか？	指導監督基準に様式があります（様式15）。
15		利用予定者に対し、提供するサービスを利用するための契約内容等について十分に説明していますか？	
16		職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類の写し、採用年月日等が記載された帳簿等はありますか？	
17		労働者名簿、賃金台帳等、労働基準法で備え付けが義務になっている帳簿等はありますか？	

※このチェックリストは、毎年の立入調査において、基準に適合していない項目として、上位に挙げられる項目の中で、多大なコストや労力をかけず、少しの意識付けにより改善できると考えられるものを中心にまとめたものです。
そのため、このチェックリスト以外にも、満たすべき指導監督基準項目があることには留意ください。

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
制作：株式会社小学館集英社プロダクション

Ⅳ．調査等の結果

２．チェックリスト制作

２）１日に５名以下の乳幼児が利用する施設

以下、指導監督基準のうち、１日に５名以下の乳幼児が利用する施設に該当する項目の中で、職員の意識付け等によって改善することができると考えられる項目についてまとめたチェックリストを掲載する。

【チェックリスト（５名以下施設）】

お忘れでないですか？～見落としがちな指導監督基準項目チェックリスト
（1日に5名以下の乳幼児が利用する施設）

	☑	チェック項目	備考欄
1		乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に十分配慮がなされた保育の計画を作成し（保育のカリキュラム、デイリープログラムの作成を含みます）実行していますか？	
2		年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居など必要な遊具、保育用品等を備えていますか？それらは安全で衛生的ですか？	
3		施設内研修を行う等、保育従事者が保育所保育指針を理解する機会を設け、人間性及び専門性の向上に努めていますか？	
4		児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門機関と連携する等の体制をとっていますか？	
5		消火用具の設置場所は適切で、使用方法等を職員全員が理解していますか？	
6		災害の発生に備えて、緊急時の対応の具体的内容、手順、職員の役割分担等が記された計画は作成されていますか？	地方自治体のHP等に掲載されている消防計画の作成例も参考になります。
7		おおむね毎月1回以上の避難訓練（消火活動、通報連絡、避難誘導等の実地訓練）を実施していますか？	
8		調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行っていますか？ ・食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用していますか？ ・ほ乳瓶は使用するごとによく洗い、滅菌していますか？ ・調理室が汚れていたり、残飯等が放置されていたりすることなく、清潔に保たれていますか？ ・食器類等を、（十分に消毒せずに）乳幼児や保育従事者の間で共有されていませんか？ 等	
9		身長や体重の測定等、基本的な発育チェックを毎月、定期的に行っていますか？	
10		継続して保育している児童の健康診断を入所時及び1年に2回実施していますか？ ※直接できない場合は、保護者から健康診断の提出を受ける又は母子手帳の写しを提出してもらい、健康状態を確認をしていますか？	
11		職員の採用時及び1年に1回の健康診断を実施していますか？	職員の健康診断は、労働安全衛生法上で義務づけられており、違反した場合は50万円以下の罰金刑の対象となることに留意してください。
12		睡眠中の乳幼児は原則仰向けにし、その顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察することにより、乳幼児突然死症候群（SIDS）に対する注意をはらっていますか？	
13		施設及びサービスに関する内容が掲示されていますか？	指導監督基準に様式があります（様式14）。
14		利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付していますか？	指導監督基準に様式があります（様式15）。
15		利用予定者に対し、提供するサービスを利用するための契約内容等について十分に説明していますか？	
16		職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類の写し、採用年月日等が記載された帳簿等はありますか？	
17		労働者名簿、賃金台帳等、労働基準法で備え付けが義務になっている帳簿等はありますか？	

※このチェックリストは、毎年の立入調査において、基準に適合していない項目として、上位に挙げられる項目の中で、多大なコストや労力をかけず、少しの意識付けにより改善できると考えられるものを中心にまとめたものです。
そのため、このチェックリスト以外にも、満たすべき指導監督基準項目があることには留意ください。

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
制作：株式会社小学館集英社プロダクション

Ⅳ．調査等の結果

２．チェックリスト制作

３）ベビーシッターを複数雇用する事業者

以下、指導監督基準のうち、ベビーシッターを複数雇用する事業者向けの項目の中で、少しの意識付けによって改善することができると考えられる項目についてまとめたチェックリストを掲載する。

【チェックリスト（ベビーシッターを複数雇用する事業者）】

お忘れでないですか？～見落としがちな指導監督基準項目チェックリスト
（ベビーシッターを複数雇用する事業者）

	☑	チェック項目	備考欄
1		乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に 十分配慮がなされた保育が行われるよう、子どもの発達の特徴に関する事項、 授乳、離乳食、食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ、遊び等に関する事項について 業務マニュアルを作成し、ベビーシッターに周知していますか？	
2		玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるもの等、 保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めていますか？	
3		ベビーシッターが、保育士や看護士の資格を有していない場合、 都道府県等が行う保育に従事する者に関する研修等を修了していますか？	修了が必要な研修については、届出を提出する都道府県等にお問い合わせください。
4		児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は、 児童相談所等の専門機関と連携する等の体制をとっていますか？	
5		避難経路、消火用具等の場所の確認等、火災、地震等の災害発生時における対処方法等について、 業務マニュアルを整備し、ベビーシッターに周知し、定期的な訓練をしていますか？	
6		預かりの際、健康状態の観察や、保護者からの乳幼児の報告を受けていますか？ （体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、期限等）	
7		ベビーシッターの採用時及び1年に1回の健康診断を実施していますか？	職員の健康診断は、労働安全衛生法上で義務づけられており、違反した場合は50万円以下の罰金刑の対象となることに留意してください。
8		睡眠中の乳幼児は原則仰向けにし、その顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察することにより、 乳幼児突然死症候群（SIDS）に対する注意をはらうことについて業務マニュアルを作成し、 ベビーシッターに周知していますか？	
9		施設及びサービスに関する内容を提示していますか？	指導監督基準に様式があります（様式14）。
10		利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付していますか？	指導監督基準に様式があります（様式15）。
11		利用予定者に対し、提供するサービスを利用するための契約内容等について説明していますか？	
12		職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類の写し、採用年月日等が記載された 帳簿等はありますか？	
13		労働者名簿、賃金台帳等、労働基準法で備え付けが義務になっている帳簿等はありますか？	

※このチェックリストは、これまでの立入調査の結果、施設型の事業者において、基準に適合していない項目として、
上位に挙げられる項目を参考とした上で、多大なコストや労力をかけず、
少しの意識付けにより改善できると考えられる事項を中心にまとめたものです。
そのため、このチェックリスト以外にも、満たすべき指導監督基準項目があることには留意ください。

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
制作：株式会社小学館集英社プロダクション

Ⅳ．調査等の結果

２．チェックリスト制作

４）個人のベビーシッター

以下、指導監督基準のうち、個人のベビーシッターに該当する項目の中で、少しの意識付け等によって改善することができると考えられる項目についてまとめたチェックリストを掲載する。

【チェックリスト（個人のベビーシッター）】

お忘れでないですか？～見落としがちな指導監督基準項目チェックリスト
（個人のベビーシッター）

	☑	チェック項目	備考欄
1		乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に 十分配慮がなされた保育が行われるよう、子どもの発達の特徴に関する事項、 授乳、離乳食、食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ、遊び等に関する事項について 配慮していますか？	
2		玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるもの等、 保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めていますか？	
3		保育士や看護士の資格を有していない場合、 都道府県等が行う保育に従事する者に関する研修等を修了していますか？	修了が必要な研修については、 届出を提出する都道府県等に お問い合わせください。
4		児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は、 児童相談所等の専門機関と連携する等の体制をとっていますか？	
5		避難経路、消火用具等の場所の確認など、火災、地震等の災害発生時における対処方法等について 検討した上で、実施していますか？	
6		預かりの際、健康状態の観察や、保護者からの乳幼児の報告を受けていますか？ （体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等）	
7		睡眠中の乳幼児は原則仰向けにし、その顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察することにより、 乳幼児突然死症候群（SIDS）に対する注意をはらっていますか？	
8		施設及びサービスに関する内容を提示していますか？	指導監督基準に様式があります（様式14）。
9		利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付していますか？	指導監督基準に様式があります（様式15）。
10		利用予定者に対し、提供するサービスを利用するための契約内容等について十分に説明していますか？	

※このチェックリストは、これまでの立入調査の結果、施設型の事業者において、基準に適合していない項目として、
上位に挙げられる項目を参考とした上で、多大なコストや労力をかけず、
少しの意識付けにより改善できると考えられる事項を中心にまとめたものです。
そのため、このチェックリスト以外にも、満たすべき指導監督基準項目があることには留意ください。

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
制作：株式会社小学館集英社プロダクション

Ⅳ．調査等の結果

３．リーフレット制作

リーフレットは、認可外保育施設の運営者や職員、新規のベビーシッター登録者等に向けた指導監督基準の入門書となるような内容で制作をした。以下、制作したリーフレットを掲載する。

【リーフレット表面】

【リーフレット中面】

Ⅴ．分析・考察

１．映像制作

１）【映像１】認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

本事業で制作した「【映像１】認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像」を視聴することで指導監督の指針について理解できる内容となっているのか、各VTRが指導監督の指針のどこに該当するのか、必要な情報が網羅されているのかについての分析・考察を以下、記載する。

	分析・考察
VTR①	VTR①は、認可外保育施設への指導監督が求められている理由について紹介している。特に都市部を中心に急増したベビーホテルをはじめとする認可外保育施設では、営利を優先するあまり環境面に不備のある場合も多く、死亡事故が発生する等社会問題となったことに触れ、令和２年にも死亡事故が２件発生する現状が社会的な課題となっていることを説明している。 また、社会的な課題を抱えていながらも、令和元年度の立入調査実施施設のうち、指導監督基準を満たしている施設が約60％にしか満たないことを紹介することで、映像を視聴している都道府県等職員に対し、指導監督の実施に関する意識等を見直してもらう意図を設けている。 指導監督の指針のうち、VTR①は「第１総則の１この指針の目的及び趣旨」に該当している。
VTR②	VTR②は、指導監督の対象となる認可外保育施設について説明している。指導監督の指針のうち、「第１総則の２この指針の対象となる施設」に該当する。指導監督の指針では、対象となる施設は児童福祉法の項に基づいて説明されているため、どのような施設が対象となるのか分かりにくいと考えられる。そのため、映像では法律に該当する具体的な施設名を取り上げて説明している。 また、指導監督の指針「（留意事項１）幼稚園が行う預かり保育の取扱い」「（留意事項２）教育を目的とする施設の取扱い」「（留意事項３）法第６条の３第１１項に規定する業務を目的とする施設の取扱い」についても、漏れなく触れている。
VTR③	VTR③は、認可外保育施設の把握に関する情報について説明している。指導監督の指針のうち、「第１総則の４認可外保育施設の把握」に該当する。認可外保育施設については、届出を待つだけでなく管内市区町村の協力を得て、速やかな把握に努めることが大切であることを説明している。 また、「（留意事項８）届出対象施設」で記載されている、届出対象外の施設についても紹介し、届出対象外の形態をとる施設の中でも、対象児童が限定されていることが確認できない施設や、対象児童以外の乳幼児が保育されている実態がある場合は届出の対象となることを注意喚起している。 届出対象の施設はもちろんのことながら、届出対象外の施設についてもできるだけ把握するように努めていただきたいことを明記している。

Ⅴ．分析・考察

１．映像制作

１）【映像１】認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

	分析・考察
VTR④	VTR④は、認可外保育施設が届出をする際に記載すべき事項について説明している。指導監督の指針のうち、「（留意事項９）届出事項」に該当する部分である。届出事項は映像の中で、表で掲載し、できるだけシンプルな表現となるように工夫をしている。 ベビーシッター事業の設置者や、１日に保育する乳幼児の数が５人以下の施設、子どもの預かりマッチングサイトを利用する設置者といった追加で届出が必要となる事業形態についても説明をしている。 届出がされない場合の対処についても触れ、適切な対応がなされるような映像としている。
VTR⑤	VTR⑤は、認可外保育施設の状況把握をするための報告徴収と立入調査について説明している。指導監督の指針のうち、「第２通常の指導監督の２報告徴収」「第２通常の指導監督の３立入調査」に該当する。 報告徴収は、年１回以上、届出事項と同様の事項について文書により回答を求めることが基本であるが、事故が生じた場合、長期滞在児がいる場合、届出事項に変更が生じた場合、事業を廃止または休止した場合については速やかに報告させる必要があることを説明している。事故が生じた場合では、死亡事故、治療に30日以上を要する重大事故、意識不明となる事故、食中毒について触れている。長期滞在児がいる場合では、長期滞在児となる条件、長期滞在児がいた場合の対応について詳しく説明している。 立入調査は、原則年１回以上行う必要があることを説明し、ベビーシッター事業については講習等の集団指導を年１回以上行う必要があることを説明している。
VTR⑥	VTR⑥は、立入調査をすべての施設に実施できない場合のやむを得ない対処等について説明している。指導監督の指針のうち、「第２通常の指導監督の３立入調査」に該当する。 都道府県等職員の関心を引くため、VTRの冒頭で令和元年度立入調査の実施状況を紹介し、立入調査が間に合っていない地域があることを周知している。 認可外保育施設の届出数が多く、年１回以上の立入調査が実施できない場合、対象施設を絞り、重点的に指導監督を行うこともやむを得ないが、ベビーホテルについては事故の危険性が高いと考えられるため必ず年１回以上の立入調査が必要であることを説明。立入調査を行う際の項目減や優先順位付けによって、すべての施設が指導監督を受けられるようにする手助けを映像で行っている。

Ⅴ．分析・考察

１．映像制作

１）【映像１】認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

	分析・考察
VTR⑦	VTR⑦は、問題を有すると考えられる施設の特徴について 紹介し ている。指導監督の指針のうち、「（留意事項19）以下のいずれかに該当する施設は、『問題を有すると考えられる施設』に該当すると考えられること。」に該当する。 立入調査の実施計画は、届出対象施設であるかないかに関わらず、問題を有すると考えられる施設に重点的に指導ができるよう配慮して策定する必要があることを説明。問題を有すると考えられる施設の特徴についても紹介し、当てはまる施設について優先して立入調査が行えるようにしている。 通報や苦情等により、子どもの生命・身体・財産に重大な被害が生じる恐れを把握した場合は、特別立入調査を行うことも検討するよう注意を促している。
VTR⑧	VTR⑧は、指導監督の結果、改善を求める必要がある場合の措置について説明している。指導監督の指針のうち、「第３問題を有すると認められる場合の指導監督の２改善指導」「第３問題を有すると認められる場合の指導監督の３改善勧告」「第４事業停止命令または施設閉鎖命令」に該当する。 改善を求める必要があると認められた場合の４つの措置、「改善指導」「改善勧告」「公表」「事業停止命令または施設閉鎖命令」についてそれぞれ詳しく解説している。 それぞれの措置ついて説明した後、近年のベビーシッター等による児童に対するわいせつ事案を紹介し、児童の生命身体に著しい悪影響を与える行為が働かれ、それが裁判等で確定した場合は事業停止命令を行う必要があることにも触れている。また、児童の福祉を確保すべき緊急の必要がある場合には、直ちに事業停止命令・施設閉鎖命令を行うことも必要であることを説明している。

Ⅴ．分析・考察

１．映像制作

２）【映像２】認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

本事業で制作した「【映像２】認可外保育施設指導監督基準についての解説映像」を視聴することで指導監督基準について理解できる内容となっているのか、各VTRが指導監督基準のどこに該当するのか、必要な情報が網羅されているのかについての分析・考察を以下、記載する。

	分析・考察
VTR①	VTR①は、認可外保育施設で求められる保育内容について説明している。指導監督基準の「第５　保育内容」に該当する。指導監督基準に沿って、保育の内容、保育従事者の保育姿勢、保護者との連絡等の順番で制作している。 保育の内容では、児童の年齢ごとの特徴を紹介。健康的な生活リズムが保たれるような保育の計画を設定し実行すること、児童への関わりが少ない放任的な保育になってはいけないこと、必要な遊具、保育用品等を備える必要があることを説明している。 保育従事者の保育姿勢では、児童の最善の利益を考慮すること、人間性及び専門性の向上に努めること、児童の人権に配慮すること等を説明。 保護者との連絡等では、連絡帳等により保護者と密接な連絡を取ることの大切さ等を説明。
VTR②	VTR②は、必要な職員配置や資格要件について説明している。指導監督基準の「第１　保育に従事する者の数及び資格」に該当する。指導監督基準に沿って、１日に保育する乳幼児の数が６人以上の施設、６人以上19人以下の施設、５人以下の施設、ベビーシッター、それぞれについて職員の配置数や資格要件について説明。 指導監督基準では、「児童福祉法第６条の３第９項に規定する業務を目的とする施設」といった表記がされていることで理解が難しいと思われる箇所を、施設種別の名称表記としている。 １日の中で、重大事故が発生しやすい睡眠中、水遊び中、食事中等については実態に応じて職員を適切に配置することが求められることについても注意を促している。
VTR③	VTR③は、保育室のスペースについて説明している。指導監督基準の「第２　保育室等の構造、設備及び面積」に該当する。指導監督基準に沿って、１日に保育する乳幼児の数が６人以上の施設、５人以下の施設、ベビーシッター、人数に関わらない共通事項について説明。 ここでも、指導監督基準では表現が難しい部分を簡易なものにして映像を構成している。１歳児未満の乳児の保育を行う際には、幼児の保育を行う場所と部屋を分ける必要があることに触れながら、部屋を分けられない場合の代替措置であるベビーフェンスについて映像で紹介しながら構成している。

Ⅴ．分析・考察

１．映像制作

２）【映像２】認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

	分析・考察
VTR④	VTR④は、非常災害等の緊急時への対応について説明している。指導監督基準の「第３　非常災害に対する措置」に該当する。指導監督基準に沿って、災害時に必要となる設備や定期的な訓練について解説。 災害時に必要な設備については、実物の画像を活用し、視聴している方がイメージしやすいよう工夫をしている。 災害発生時の備えとして必要となる、マニュアルや保護者との連絡体制、児童の引き渡し方法等の関する確認等についても触れている。
VTR⑤	VTR⑤は、保育室が２階以上にある場合の注意点について解説している。指導監督基準の「第４　保育室を２階以上に設ける場合の条件」に該当する。 指導監督基準に沿って、保育室を２階に設ける場合、３階に設ける場合、４階以上に設ける場合、それぞれについて必要となる設備等を説明。保育室を２階に設ける場合、３階に設ける場合、４階以上に設ける場合で少しずつ異なる設備を表で表し、できるだけ易しい表現にしている。 ただ、映像内ですべての情報を網羅することが難しい面もあったため、厚生労働省通知を参照にするよう伝え、特に保育室を４階以上に設ける場合については詳細を確認するよう注意喚起をしている。
VTR⑥	VTR⑥は、給食について説明している。指導監督基準の「第６　給食」に該当する。指導監督基準に沿って、衛生管理の状況、食事内容等の状況について解説している。 衛生管理については、清潔な調理設備を映像で流しながら表で配慮事項を記載している。 食事内容では、調理シーン、乳幼児が食事をしている様子を流し食事提供の際のイメージをしやすくしている。また、食事提供においてはアレルギー疾患等命にかかわる場面も想定されることから、保護者と連携し、医師の診断及び指示に従い適切な対応を行うよう注意喚起をしている。

Ⅴ．分析・考察

１．映像制作

２）【映像２】認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

	分析・考察
VTR⑦	VTR⑦は、子どもの安全を守るための健康管理や安全確保について解説。指導監督基準の「第７　健康管理・安全確保」に該当する。指導監督基準に沿って、漏れなく８項目について解説している。 医薬品等の整備については、実物の画像を使用することでイメージがしやすいように工夫している。 直接的に命に関わる乳幼児突然死症候群については、乳幼児が睡眠中の画像を使っているが、必ず仰向け寝をしているものを使用する等、映像のイメージ画像でも細心の注意をはらっている。 また、不審者対応、救命処置訓練の実施、賠償責任保険への加入等、万が一の事態が発生した際に備えることも大切であることを伝え、もし事故が発生した際には、都道府県等へ速やかに事実を報告するよう注意を促している。
VTR⑧	VTR⑧は、利用者への情報提供について解説。指導監督基準の「第８　利用者への情報提供」「第９　備える帳簿等」に該当する。 指導監督基準に沿って、サービス内容の掲示、利用者への書面交付、備えるべき帳簿等について解説。 サービス内容の掲示では、内容が非常に多いためその１とその２に分けて表で紹介。職員のローテーション表やその日保育にあたる保育従事者の資格状況、数などをホワイトボードに掲示することも有効であることを紹介している。 利用者への書面交付についても、義務付けられている内容を表で解説。保育の実施前に保護者に対して保育従事者の氏名や保育士資格、都道府県等への届出の有無等の情報を提供することが望ましいことも触れている。 最後に、帳簿等の整備では、職員に関する帳簿と児童の状況を明らかにする帳簿、労働基準法等によって義務付けられている帳簿について解説。

Ⅴ．分析・考察

2．チェックリスト制作

本事業で制作したチェックリストが認可外保育施設の職員にとって使いやすい形となっているか、意識改善に資する内容となっているかについての分析・考察を以下、記載する。

チェックリスト種別	分析・考察
全体について	ヒアリング調査では、認可外保育施設の職員等からチェックリストについて、 ・定期的に振り返ることで、つい忘れてしまう漏れがちな業務を再確認できると感じた。 ・施設長だけでなく、多くの職員の目で確認できるので業務が効率化できる。 ・指導監督基準について、自分の理解に「思い込み」もあったことが分かった。 といった感想を聞けている。今回制作したチェックリストが、各職員にとって使いやすい形であり、意識改善に資する内容になっていると考えられる。
１日に６名以上の乳幼児が利用する施設 ・ １日に５名以下の乳幼児が利用する施設	指導監督基準の中で、毎年の立入調査において、基準に適合していない項目として上位に挙げられる項目を抜粋している。さらに、多大なコストや労力をかけず、各職員の意識付けにより改善できると考えられるものを中心にまとめている。 チェックリストで扱っている項目は、「第３　非常災害に対する措置」「第５　保育内容」「第６　給食」「第７　健康管理・安全確保」「第８　利用者への情報提供」「第９　備える帳簿等」であり、この中から17の項目について抜粋している。
ベビーシッターを複数雇用する事業者	施設型の事業者において、基準に適合していない項目として上位に挙げられる項目を参考とした上で、多大なコストや労力をかけず、少しの意識付けにより改善できると考えられる事項を中心にまとめた。 チェックリストで扱っている項目は、「第１　保育に従事する者の数及び資格」「第３　非常災害に対する措置」「第５　保育内容」「第７　健康管理・安全確保」「第８　利用者への情報提供」「第９　備える帳簿等」であり、この中から13の項目について抜粋している。
個人のベビーシッター	施設型の事業者において、基準に適合していない項目として上位に挙げられる項目を参考とした上で、多大なコストや労力をかけず、少しの意識付けにより改善できると考えられる事項を中心にまとめた。 チェックリストで扱っている項目は、「第１　保育に従事する者の数及び資格」「第３　非常災害に対する措置」「第５　保育内容」「第７　健康管理・安全確保」「第８　利用者への情報提供」であり、この中から10項目について抜粋している。

Ⅴ．分析・考察

３．リーフレット制作

本事業で制作したリーフレットが、認可外保育施設の設置者を動画へつなげられているか、認可外保育施設の職員が運営担当者へ改善を願う際に使用できるか、ベビーシッターマッチングサイトの運営者が新規登録のベビーシッターに対し注意を促すものとなっているか、指導監督基準の入門書となっているか、という観点での分析・考察を以下の通り記載。

	分析・考察
全体について	ヒアリング調査では、認可外保育施設の職員等からリーフレットについて、 ・保護者にも広く手に取れるようになると勉強になり、保育施設を選ぶ時に良いと思う。 ・届出をしていないと保育料無償化の対象外になると初めて知った。きっと知らないところが多いと思うので、早く配布したほうが良いと思う。 ・お金に係る文章が目立っているので、内容をみて運営が恐いと感じてしまった。 といった感想を受けている。今回制作したリーフレットは、保育施設を選ぶ保護者にとっても分かりやすいものであるという意見から、指導監督基準の入門書となるだろう。かつ運営者に対しては指導監督基準を満たさない場合のデメリットを強調して伝えることができていると考えられる。
表面について	表面では、本事業で制作した映像２へ繋げるためのQRコードを掲載している。映像の紹介文内に「基準について学ぶ時間が取れず内容を把握することが難しいと感じられている方などは、映像とともに理解を深められます」と入れることで、指導監督基準を読むことが様々な事情によって難しい方々を映像につなげるねらいがある。 また、「『認可外』だけど『何でもあり』じゃない！」の部分では、指導監督基準を守ることが大切であることを伝え、基準を守らず子どもにとって悪影響を及ぼしてはならないことについてイラストを交えながら伝えている。
中面について	中面では、認可外保育施設での事故、基準を満たさないことによるデメリット、基準を満たすメリット、開設時のルールについて掲載している。 認可外保育施設で働く職員は、運営者等へ改善を願う際、基準を満たさないことによるデメリットや事故についての部分を見せることで、説明が可能である。 ベビーシッターマッチングサイトの運営者は、新規登録のベビーシッターに対し、リーフレットの開設時のルール部分を見せることで注意を促すことができるようになっている。 更に、本事業で制作したチェックリストが掲載されているページへ飛ぶことができ、日ごろの運営への意識についても見直すことができる内容となっている。

Ⅵ. 成果の公表方法

株式会社小学館集英社プロダクションが運営している自社公式サイトにて本報告書、及び、成果物を掲載する。ただし、映像については厚生労働省YouTubeチャンネルにて公表する。

ＵＲＬ：https://www.shopro.co.jp/news/

日　付：2022年３月31日

題　名：『厚生労働省　令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業成果報告の公表』

■成果物は上記の公式サイトまたはYouTubeチャンネルにて公表

【成果物①】「【映像１】認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像」
（https://youtu.be/TWq77hlL6MI）

【成果物②】「【映像２】認可外保育施設指導監督基準についての解説映像」
（https://youtu.be/Vb-74YGN8mg）

【成果物③】「お忘れでないですか？～見落としがちな指導監督基準項目チェックリスト（１日に６名以上の乳幼児が利用する施設）」
（https://www.shopro.co.jp/news/220331/ninkagaicheck6.pdf）

【成果物④】「お忘れでないですか？～見落としがちな指導監督基準項目チェックリスト（１日に５名以下の乳幼児が利用する施設）」
（https://www.shopro.co.jp/news/220331/ninkagaicheck5.pdf）

【成果物⑤】「お忘れでないですか？～見落としがちな指導監督基準項目チェックリスト（ベビーシッターを複数雇用する事業者）」
（https://www.shopro.co.jp/news/220331/ninkagaicheckbaby.pdf）

【成果物⑥】「お忘れでないですか？～見落としがちな指導監督基準項目チェックリスト（個人のベビーシッター）」
（https://www.shopro.co.jp/news/220331/ninkagaicheckindivi.pdf）

【成果物⑦】「リーフレット　認可外保育施設の運営のポイント」
（https://www.shopro.co.jp/news/220331/ninkagaicheckleaf.pdf）

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

１）認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

【映像１】「認可外保育施設への指導監督　８つのポイント」

スタジオ①オープニング

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
	○タイトル 「認可外保育施設への指導監督　８つのポイント」	
	認可外保育施設届出数 平成３０年度：12,027 か所 令和元年度　：19,078 か所	MC　こんにちは。 近年、保育需要の高まりとともに 各市町村では保育の受け皿を増やしています。 一方、保育に対するニーズは様々であり、認可外保育施設の利用も多いことから、 認可外保育施設に通う子ども達が、よりよい環境で、安全に過ごすことができるよう、 厚生労働省は、全国の都道府県等に対し、こうした認可外保育施設への指導監督を求めています。
	認可外保育施設への指導監督 ８つのポイント ①なぜ、指導監督が求められているのか？ ②対象となる施設とは？ ③全ての施設を把握できている？ ④正しく届出がだされている？ ⑤施設の現状把握はどうする？ ⑥立ち入り調査が間に合わない時は？ ⑦要注意！問題がありそうな施設とは？ ⑧改善に向けてできることとは？	MC　認可外保育施設に対する指導監督にあたっては、どのような点に注意していけば良いのでしょうか？ 厚生労働省は、指導監督を行うに当たっての指針を定めていますが、この動画では、その背景や内容について、８つの気を付けるべきポイントに分けて、映像を活用しながら、分かりやすく解説していきます。 それでは、ひとつずつ確認していきましょう。

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

１）認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

① なぜ、指導監督が求められているのか？

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
タイトル ●保育施設外観イメージを背景にタイトルイン	【タイトル】 認可外保育施設への指導監督８つのポイント ①なぜ、認可外保育施設への指導監督が求められているか　？	NA　なぜ今、認可外保育施設に対する指導監督が求められているのでしょう？
●保育イメージにテロップイン	◆「ベビーホテル」 以下のいずれかに当てはまる施設 ①夜８時以降の保育 ②宿泊を伴う保育 ③一時預かりの子どもが 利用児童の半数以上	NA　高度成長期の１９７０年以降、認可外保育施設の中でも、特にベビーホテルと呼ばれる保育施設が都市部を中心に急増しました。 NA　ベビーホテルをはじめとする認可外保育施設の中には、営利を優先するあまり、環境面に不備がある施設も多く、死亡事故が発生するなど社会問題にもなりました。
●保育イメージ	◆平成２６年　ベビーシッターを名乗る男が２歳児を殺害	NA　事故だけでなく、平成 26 年には ベビーシッターを名乗る男が２歳児を殺害するという痛ましい事件が。
●虐待のイメージ写真またはイラスト	◆令和２年　大手ベビーシッター仲介サイトに登録の男性シッターによるわいせつ事件	NA　令和２年には大手ベビーシッター仲介サイトに登録の男性シッターによるわいせつ事件が相次いで発覚。 悲惨な出来事が後を絶ちません。
●当時の事件を扱う新聞記事など	◆劣悪な施設では、子ども達の心身に悪影響を及ぼす	NA　事件、事故に至らない場合でも、劣悪な施設では、子ども達の心身に悪影響を及ぼし、健全な成長発達を期待することはできません。
●保育イメージ	◆１９８１年　児童福祉法の一部改正で認可外保育施設への 立入調査、指導監督が行われるようになった ◆２００２年 ●指導監督指針や指導監督基準が作られる ●児童福祉法が改正され届出制を導入 ●改善勧告や勧告に応じない場合の公表等を措置	NA　こうした中で、認可外保育施設に関するルールも次々と整備されていきます。 １９８１年、児童福祉法の一部が改正され、認可外保育施設への立入調査、指導監督が行われるようになり、 ２００２年には、指導監督指針や指導監督基準が作られるとともに、児童福祉法が改正され、届出制が導入されたほか、改善勧告や勧告に応じない場合の公表などが措置されました。

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

１）認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
		NA　このように、認可外保育施設は、子どもを預かるという大きな社会的責任を負う施設であることを背景に、「認可外」という名称でありながら、その規制が強化されてきたのです。
	◆認可外保育施設での死亡事故数 平成２７年１０件 平成２８年７件 平成２９年４件 平成３０年６件 令和１年　３件 令和２年　２件	NA　こうした動きもあり、認可外保育施設での死亡事故は少しずつ減少していますが、それでもなお、認可施設に比べて事故数が多い状況となっており、認可外保育施設の質の向上は、いまや社会的な課題となっています。
	◆指導監督基準に適合する施設 （令和元年度） およそ６０％ 立入実施か所数：10,125 か所 適合施設数：6,053 か所	NA　それにもかかわらず、令和元年度の場合、立入調査を実施した施設のうち、認可外保育施設の指導監督基準に適合する施設はおよそ６０％にとどまっています。
	◆認可外保育施設に対する指導監督→劣悪な施設を排除し、安心安全な保育環境を実現	NA　劣悪な施設を排除し、認可外保育施設の質を向上させ、安心安全な保育環境を実現するため、認可外保育施設に対する指導監督が必要なのです。 END

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

１）認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

②対象となる施設とは？

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
タイトル ●保育施設イメージを背景にタイトルイン	【タイトル】 認可外保育施設への指導監督８つのポイント ②対象となる施設とは？	
●見出しタイトル 表①指導監督の対象となる施設	◆指導監督の対象となる施設 ・「保育を行うこと」を目的とする施設 ・都道府県知事等の認可を受けていない施設 ・都道府県知事等の認可を取り消された施設 ※利用定員が５人以下の「家庭内保育事業」のような形態のもの、利用定員６人以上１９人以下の「小規模保育事業」のような形態のもの、会社が従業員のために保育施設を設置する「事業所内保育事業」のような形態のものも広く含む	NA　指導監督の対象となる施設は、 「保育を行うこと」を目的とする施設で、 都道府県知事などの認可を受けていない、 あるいは認可を取り消された施設です。
●ベビーシッターの保育イメージ	◆利用者の自宅に訪問して、原則１対１で保育を行う「居宅訪問型保育事業」いわゆるベビーシッターも対象に含まれる	NA　「施設」という言葉ではありますが、 利用者の自宅に訪問して、原則１対１で保育を行う「居宅訪問型保育事業」、いわゆるベビーシッターも対象に含まれることに注意が必要です。
●保育イメージにテロップイン	◆幼稚園併設施設についても法等に則り指導監督を実施する ※幼稚園所管部局と情報交換を行う等、連携を図る事が必要 ◆幼稚園、特別支援学校の幼稚部、各種学校以外の幼児教育を目的とする施設→乳幼児が保育されている実態がある場合は、法の対象となる	NA　幼稚園が園児に対し一時預かりを実施している場合は、法律に則り適正に 実施することが求められます。 そのほか、幼稚園併設施設に対する指導監督についても、幼稚園所管部局と情報交換を行うなど、連携を図りながら行うことが必要です。 NA　学校教育法に規定する幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び、各種学校以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合は、法の対象となるため 指導監督を実施します。 END

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

１）認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

③すべての認可外保育施設を把握できている？

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
タイトル ●保育施設イメージを背景にタイトルイン	【タイトル】 認可外保育施設への指導監督８つのポイント ③すべての認可外保育施設を把握できている？	
●保育イメージにテロップイン	◆「認可外保育施設」は原則として児童福祉法に基づく「届出」が必要	NA　前のＶＴＲで述べた都道府県の認可を受けていない保育施設、「認可外保育施設」は原則として児童福祉法に基づく「届出」が必要です。
●表①「届出対象外の保育施設」	◆届出対象外の保育施設 ・デパート、自動車教習所、診療所等の顧客の乳幼児のみを対象にした一時的な預かり施設 ・設置者の親族やそれに準ずる密接な関係者が監護する乳幼児の預かり ・児童福祉法に基づく一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業として行う乳幼児の預かり ・６か月を限度に臨時に設置されるもの（スキー場やバーゲン期間のみデパートで開設される一時預かり施設等） ・幼稚園型認定こども園の保育施設部分 ※対象児童が限定されていることがパンフレット等の書面で確認できない場合は届出が必要 ※書面に記載されていても、実態として対象児童以外の乳幼児が保育されることがある場合は届出が必要	NA　ご覧の施設については届出は必要ありません。
●一時預かり施設イメージ	◆届出の対象外とされる施設でも年１回以上の運営状況報告が求められている	NA　なお、届出の対象外とされる施設でも、児童福祉法第５９条に基づく指導監督の対象には含まれ、年１回以上の運営状況の報告が求められ、悪質な場合は事業停止命令等の対象となります。

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

１）認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
	◆届出の提出を待つだけでなく、管内市区町村の協力を得て、速やかな把握に努める ※認可外保育施設を把握しうる消防部局、衛生部局等との連携や、地域の児童委員を活用することも有効 ◆届出対象外の施設もできるだけ把握するよう努める	NA　認可外保育施設を把握するには、届出の提出を待つだけでなく、管内市区町村の協力を得て、速やかな把握に努めて下さい。 NA　また、届出対象施設のみならず、届出対象外の施設もできるだけ把握するよう努めて下さい。 END

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

１）認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

④正しく届出が出されている？

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
タイトル ●保育施設イメージを背景にタイトルイン	【タイトル】 認可外保育施設への指導監督８つのポイント ④正しく届出が出されている？	
◆表②「届出に記載するべき事項」 ●園内掲示物イメージ	◆届出に記載するべき事項 ・施設の名称及び所在地 ・設置者の氏名（名称）及び住所（所在地） ・建物その他の設備の規模及び構造 ・事業を開始した年月日 ・施設の管理者の氏名及び住所 ・開所している時間 ・提供するサービスの内容（月極めなのか、一時保育なのか、24時間保育なのか等記載） ・利用者が支払う金額に関する事項（利用料のほか食事代、入会金、キャンセル料等、別途加算する場合にはその料金） ・保育している乳幼児の数（一時預かりの乳幼児も含め、届出年月日の前日の人数を記載） ・利用定員 ・保育士その他の職員の配置数、及び勤務の体制（前日までの体制と今後の予定） ・保育する乳幼児に関して契約している保険に関する情報（保険の種類、契約期間、給付対象、補償上限額等） ・提携する医療機関の名、所在地、提携内容 ・過去に事業停止命令または施設閉鎖命令を受けたことがあるか（受けたことがある場合は命令の内容も記載）	NA　まずは届出の主な内容を確認していきましょう。 届出に記載されるべき事項はご覧の通りです。
●ベビーシッターイメージ	◆ベビーシッター事業の設置者や「１日に保育する乳幼児の数が５人以下の施設」の設置者は、設置者及び職員に対する研修の受講状況も届け出る	NA　また、ベビーシッター事業の設置者や「１日に保育する乳幼児の数が５人以下の施設」の設置者は、設置者及び職員に対する研修の受講状況も届け出る必要があります。
●届け出書類イメージ	◆子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する設置者においてはサイトのURLを明記する	NA　子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する設置者においてはサイトのURLを明記することが求められています。

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

１）認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
	◆開設後１か月を経過しても届出を行っていない施設→文書により期限を示して届出を行うよう求める	NA　開設後１ヶ月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合には、文書により期限を示して届出を行うように求めて下さい。
	◆期限が過ぎても届出がない場合 ◆届出に虚偽があった場合 →「非訟事件手続法」に基づき過料事件の手続きを行う ※届出をしない、または虚偽の届け出をした者は５０万円以下の過料に処される	NA　期限が過ぎても届出がない場合、または届出に虚偽があった場合は、法律に基づき過料事件の手続きを行います。
●通知イメージ （メールする？）	◆市区町村に通知するケース ・認可外保育施設から届出があったとき ・届出事項に変更があったとき ・当該施設が休廃止したとき	NA　認可外保育施設から届出があったとき、 また、届出事項に変更があったときや 当該施設が休廃止したときは、速やかに 施設所在地の市区町村長に通知して下さい。 END

Ⅶ. 資料編

1．映像台本

1）認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

⑤認可外保育施設の状況把握はどうする？

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
タイトル ●保育施設イメージを背景にタイトルイン	【タイトル】 認可外保育施設への指導監督８つのポイント ⑤認可外保育施設の状況把握はどうする? （１）報告徴収 （２）立入調査	NA　認可外保育施設の状況を把握するには「報告徴収」と「立入調査」があります。
●見出しタイトル （１）報告徴収	（１）報告徴収	
●保育イメージにテロップイン	◆全ての認可外保育施設の設置者または管理者に対し、運営状況の報告を、年１回以上、文書により、回答期限を示して求める ※届出対象外の施設も含む	NA　全ての認可外保育施設の設置者または管理者に対して運営状況の報告を、年１回以上、文書により、回答期限を示して求めて下さい。 報告事項は、届出事項と同様です。
●表③「速やかに状況報告する事例」	◆速やかに状況報告する事例 ①事故が生じた場合 ②長期滞在児がいる場合 ③届出事項に変更が生じた場合 ④事業を廃止または休止した場合	NA　その際、ご覧のような場合には速やかに報告するよう併せて指示をします。
●報告のイメージ（メールまたは電話する様子）	◆①事故が生じた場合 ・死亡事故 ・治療に３０日以上を要する重大事故→速やかに報告させる	NA　死亡事故や治療に３０日以上を要する重大事故が生じた場合は、速やかに報告させて下さい。
●具合悪い子を介抱するイメージ	※意識不明となる事故の場合はその事故が生じた時点で報告させる ◆食中毒が生じた場合は 都道府県等及び所に報告し指示を求めさせる	NA　また、食中毒が生じた場合は、都道府県等に報告させるとともに、保健所に報告し指示を求めるなどの措置を講じさせることが必要です。
●保育イメージにテロップイン	◆②長期滞在児がいる場合 ※施設に 24 時間、かつ週のおおむね５日程度入所している児童 →児童の氏名、住所及び家庭の状況を報告させる	NA　その施設に２４時間、かつ、週のおおむね５日程度入所している児童がいる場合は、その児童の氏名、住所および家庭の状況を速やかに報告させて下さい。

Ⅶ. 資料編

1．映像台本

1）認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
●保護者に指導する様子（話し合いイメージ）	●長期滞在児がいたり、その疑いが強いと判明した場合 ●業務停止命令や施設閉鎖命令を行う場合 ●保護者の理解が得られない場合→継続的に必要な助言や指導を行う ※児童相談所、福祉事務所、児童家庭支援センター、児童委員等の協力を求め、子どもに必要な福祉の措置を講じることが必要	NA　報告を受けた場合、報告がなくとも長期滞在児がいると判明した場合、その疑いが強い場合、その施設に対し業務停止命令や施設閉鎖命令を行う場合、 NA　他の施設への入所措置等について保護者の理解が得られない場合でも、継続的に必要な助言や指導を行って下さい。
●保育イメージにテロップイン	◆③届出事項に変更が生じた場合 ●施設の名称・所在地 ●建物・設備の規模や構造 ●施設の設置者が過去に事業停止命令等を受けたか否かの別 等について変更が生じた場合→１か月以内に報告 ◆④施設を休止または廃止した場合→１か月以内に報告	NA　届出対象施設の設置後、届け出た事項のうち、施設の名称・所在地、建物・設備の規模や構造、施設の設置者が過去に事業停止命令等を受けたか否かの別などについて変更が生じた場合は、１ヶ月以内に報告させます。 NA　施設を休止または廃止した場合は、１ヶ月以内に報告させて下さい。
●見出しタイトル（２）立入調査 ●立ち入り調査イメージ（保育施設に	（２）立入調査 ◆原則として年１回以上立入調査を行う	NA　届出対象施設については、原則として年１回以上立入調査を行います。

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

１）認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
訪問？） ●講習イメージ ●立ち入り調査イメージ（保育施設に訪問？）	※１日に保育する乳幼児の数が５人以下の施設への立入調査も　原則として年１回以上行う ◆ベビーシッターの場合、講習等の集団指導を年１回以上行う ※都道府県等が必要と判断する場合には立入調査を行う ◆立入調査を行う場合の例 ・苦情の内容が深刻 ・苦情の件数が多い ・長期受講していない保育従事者が多い	NA　いわゆるベビーシッターについては、立ち入り調査に代えて、事業所長、または保育従事者を一定の場所に集めて講習等の集団指導を年１回以上行うこととされています。 都道府県等が必要と判断する場合には、 立入調査を行う必要があります。 END

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

１）認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

⑥立入調査が間に合わない！

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
タイトル ●保育施設イメージを背景にタイトルイン	【タイトル】 認可外保育施設への指導監督８つのポイント ⑥立入調査が間に合わない！	
●立ち入り調査のイメージにテロップイン	◆令和元年度の立入調査実施率74.3% ※対象施設数：13,624か所 ※実施か所数：10,125か所	NA　認可外保育施設には、原則として年１回の立入調査が求められていますが、令和元年に立入調査を実施した施設は全体のおよそ７４%。 立入調査が間に合っていない地域も見受けられます。
●報告書類のイメージ	◆認可外保育施設が多数存在し、年１回以上の立入調査を当面行うことができない場合は対象施設を絞って重点的に指導監督を行う ◆立入調査対象の考え方の例 ・前回の立入調査の結果を考慮 ・立入調査項目についてあらかじめ自主点検表を提出させ、その内容を考慮 等	NA　認可外保育施設が多数存在し、届出対象施設に対して年１回以上の立入調査を、当面行うことができない都道府県の場合、対象施設を絞って、重点的に指導監督を行うこともやむを得ません。
●立ち入り調査のイメージ	◆前年の立入調査において適正な運営がされており指導監督基準を満たしていた施設については項目を絞って実施する ※一部の項目は書面等による確認のみ行う等	NA　また、立入調査を行う場合であっても、前年の立入調査において、適正な運営がされており指導監督基準を満たしていた施設については、項目を絞って実施することもやむを得ません。
●保育イメージ	◆相当の長期経営されている認可外保育施設で、その運営が優良であるものについては、立入調査は隔年とする等の扱いも可 ※ベビーホテルについては必ず年１回以上の立入調査を行う	NA　さらに、相当の長期経営されている認可外保育施設であって、児童の処遇をはじめ、その運営が優良であるものについては、運営状況報告は毎年度徴収しつつも、立入調査は隔年とする等の扱いも不適当ではありません。 しかし、これらの場合も、ベビーホテルについては、他の施設に比べて事故の危険性が高い

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

１）認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
		と考えられることから、必ず、年１回以上の立入調査を行ってください。
	◆巡回支援指導員 厚生労働省の補助事業。立入調査に関する業務を分担することで、職員の方々の負担軽減を図ることも可能	NA　また、厚生労働省では、補助事業として、巡回支援指導員の配置を行なっています。この巡回支援指導員に、立入調査に関する業務を分担することで、職員の方々の負担軽減を図ることも考えられますので、その活用についてもご検討ください。 END

Ⅶ. 資料編

1．映像台本

1）認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

⑦要注意！問題があると考えられる施設とは？

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
タイトル ●保育施設イメージを背景にタイトルイン	【タイトル】 認可外保育施設への指導監督８つのポイント ⑦要注意！問題があると考えられる施設とは？	
●保育イメージにテロップイン	◆立入調査実施計画 ・問題があると考えられる施設に重点的に指導ができるように配慮	NA　立入調査の実施計画は、届出対象施設であるかないかにかかわらず、問題があると考えられる施設に重点的に指導ができるように配慮して策定します。
●表④「問題があると考えられる施設の要件」	◆問題があると考えられる施設の特徴 ・著しく保育従事者が少ない。または著しく有資格者数が少ない。 ・著しく施設が狭い。 ・連続して改善指導を行っているにもかかわらず改善されない。 ・著しく低料金。 ・利用者から苦情や相談が寄せられ、不適切な処遇がうかがえる。 ・管理者や保育従事者が研修会等へ参加していない。 ・通常の報告徴収の指示に対して回答がない。または報告の内容がしっかりしていない。 ・臨時の報告または長期滞在児の報告を怠っている。 ・設置後の届出義務、設置者の名前等の掲示義務、利用者に対する書面交付義務を怠っている ※施設リストや調査結果の情報交換を行う等、必要に応じて消防部局、衛生部局等と連携を図り立入調査の実施計画を策定する	NA　では、問題があると考えられるのはどのような施設なのでしょうか？ ご覧のいずれかに該当する場合は、問題があると考えられます。 NA　これらに当てはまる施設に重点的に指導ができるよう、立入調査の実施計画を策定します。通報や苦情などにより、子どもの生命・身体・財産に重大な被害が生じるおそれを把握した場合などは、立入調査の実施計画にかかわらず、随時、特別立入調査を実施することも検討してください。 END

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

１）認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

⑧改善に向けてできること

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
タイトル ●保育施設イメージを背景にタイトルイン	【タイトル】 認可外保育施設への指導監督８つのポイント ⑧改善に向けてできること （１）改善指導 （２）改善勧告 （３）公表 （４）事業停止命令 　　または施設閉鎖命令	NA　立入調査の結果、指導監督基準等に照らして改善を求める必要があると認められる場合は「改善指導」「改善勧告」「公表」「事業停止命令または施設閉鎖命令」の措置を通じて、改善を図ります。 これら４つの措置を順に確認していきましょう。
●見出しタイトル	（１）改善指導 立入調査の結果、改善を求める必要があると認められる場合 →「改善指導」を行う	NA　立入調査の結果、改善を求める必要があると認められる場合は、文書により「改善指導」を行います。
●通知文書イメージ	◆改善すべき事項を文書により通知 ※立入調査実施後おおむね１か月以内に改善されなければ、児童福祉法に基づき「改善勧告」や「公表」等の対象になり得ることを示す	NA　手順としては、立入調査実施後おおむね１ヶ月以内に改善されなければ、児童福祉法に基づき「改善勧告」や「公表」などの対象になり得ることを示した上で、改善すべき事項を文書により通知します。
●立ち入り調査イメージ（会議室で指導？）	◆改善状況を確認 ・設置者または管理者に対する出頭要請 ・施設または事務所に対する特別立入調査 ※期限が経過しても報告や提出がない場合にも同様	NA　「改善指導」に対しての回答または提出があった場合は、その改善状況を確認するため、必要に応じ、設置者または管理者に対する出頭要請や、施設または事務所に対する特別立入調査を行います。

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

１）認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
●見出しタイトル	（２）改善勧告	NA　改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しがない場合には、さらに強く改善を求める「改善勧告」を行います。
●通知文書イメージ	◆改善勧告を文書により通知 ※立入調査実施後おおむね１か月以内に改善されなければ、児童福祉法に基づき「公表」「事業停止」または「施設閉鎖命令」の対象になることを示す	NA　文書による改善指導における報告期限後、おおむね１か月以内に改善されなければ、「公表」「事業停止」または「施設閉鎖命令」の対象になることを明示した上、「改善勧告」を文書により通知します。
●勧告イメージ（会議室で指導？）	◆速やかな改善が不可能と認められる場合 →適切な期限を示し移転を勧告する　※期限は３年以内	NA　この場合、おおむね１か月以内の回答期限を示しますが、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、移転に要する期間を考慮して適切な期限を示し、移転を勧告します。
●連絡やりとりをするイメージ（電話やメール）	◆「改善勧告」を行う場合、その施設が営業を停止した場合に備え児童受け入れ先の確保等について調整を図る	NA　「改善勧告」を行う場合は、必要に応じて、事前に、または事後速やかに、児童相談所、近隣市区町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、その施設が営業を停止した場合に備えた児童受け入れ先の確保等について調整を図って下さい。
●立ち入り調査イメージ	◆改善勧告に対する報告があった場合、改善状況を確認するため特別立入調査を行う ※回答期間が経過しても報告がない場合についても同様 ※回答の期限内においても、必要に応じて状況の確認に努める	NA　「改善勧告」を受けた設置者または管理者から、改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況を確認するため、速やかに特別立入調査を行います。
●見出しタイトル	（３）公表	
●保護者に呼びかけるイメージ 通知書類を確認する様子など	◆改善が行われない場合には、施設の利用を控えるよう呼びかけるとともに、利用児童に対して福祉の措置等を講じる	NA　改善勧告にもかかわらず、改善が行われない場合には、その施設の利用者に対し、改善勧告の内容と、改善が行われていない状況について個別通知等により、施設の利用を控えるよう呼びかけるとともに、利用児童に対して福祉の措置等を講じる必要があります。

Ⅶ. 資料編

1．映像台本

1）認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
●報道機関に公表するようす（記者会見イメージ?）	◆改善が行われない状況について報道機関等を通じて社会に公表	NA　さらに、改善が行われない状況について報道機関等を通じて社会に公表します。 また、地元市区町村に対しても、その内容を通知するとともに、公表を要請します。
●見出しタイトル	（4）事業停止命令または施設閉鎖命令	
●保育施設イメージ	◆事業停止命令 ・期限や条件を示してその施設の運営を停止する ◆施設閉鎖命令 ・将来にわたり、その施設の運営を禁止する	NA　「事業停止命令」は、期限や条件を示してその施設の運営を停止すること。 「施設閉鎖命令」は将来にわたり、その施設の運営を禁止することをいいます。
●表⑤「事業停止または施設閉鎖の条件」	◆事業停止または施設閉鎖の条件 ①改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき	NA　ご覧のいずれかに該当する場合、弁明の機会を与え、児童福祉審議会の意見を聞いた上で、事業停止または施設閉鎖を命じます。
	②改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるとき	NA　特に、近年、ベビーシッターなどによる児童に対するわいせつ事案が発生していますが、このようなわいせつ行為など、児童の生命身体に著しい悪影響を与える違反行為を行い、それが裁判等により確定した場合には、原則として事業停止命令を行なってください。
	③その違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与える等、社会通念上著しく悪質であるとき	NA　また、児童の福祉を確保すべき緊急の必要があるときは、文書による改善指導を行わずに改善勧告を行うことや、改善指導・改善勧告を経ることなく、直ちに事業停止命令・施設閉鎖命令を行うことも必要です。
●連絡やりとりをするイメージ（電話やメール）	◆「事業停止命令」または「施設閉鎖命令」を行う場合、必要に応じて児童受け入れ先の確保等について調整を図る	NA　「事業停止命令」または「施設閉鎖命令」を行う場合は、必要に応じて、事前または事後速やかに、児童相談所、近隣市区町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で児童受け入れ先の確保等について調整を図って下さい。 END

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

１）認可外保育施設指導監督の指針についての解説映像

スタジオ②エンディング

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
	「認可外保育施設指導監督の指針」 「指導監督基準」	MC　指導監督で気を付けるべき８つのポイント、 ご確認いただけたでしょうか？ MC　指導監督を担当される職員の皆様におかれては、どのような点に気をつけて確認や指導をしなければいけないのか、 十分に理解した上で指導監督に臨んでいただくことで、安心安全な保育につながります。 MC　どのようなルールも、どのような制度も、皆様に現場においてしっかりと執行いただいているからこそ意味がでてきます。 子ども達の安全を守るために気をつけなければならないポイントは、この動画で紹介したもの以外にもたくさんあります。 まずは、この動画で全体のイメージを掴んだ上で、「認可外保育施設指導監督の指針」や「指導監督基準」の内容を１つ１つ覚えていっていただきたいと思います。 皆様の業務は、その一つ一つは、単純作業や根気の要る作業であったとしても、回り回って、地域の子ども達やその保護者の方達の笑顔をつくっていきます。 この動画が、みなさまの業務の小さな一助にでもなれば幸いです。 それでは。 END

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

２）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

【スタジオ台本】

「認可外保育施設が守るべき８項目」スタジオ台本	
○タイトル 「認可外保育施設が守るべき８項目」	
＜スタジオ１＞ ○認可外保育施設の増加を表す折れ線グラフなど ○テロップ 守るべき８つの項目 ①求められている「保育」とは ②職員配置や資格要件 ③保育室のスペース ④緊急時への対応 ⑤保育室が２階以上にある場合 ⑥安全な食が提供できているか ⑦こどもの安全を守るために ⑧利用者への情報提供	MC　こんにちは。 　近年、子育て家庭の保育に対するニーズが多様化してきており、認可外保育施設の届出数が増加傾向にあります。 　たとえ「認可外」といっても、大切な子どもを預かる施設を運営する以上、一定の質が確保された保育環境を整える責務があるといえます。 　そこで、厚生労働省は、こうした認可外保育施設が守るべき内容について、「指導監督基準」という形で示しています。 MC　しかし、この「指導監督基準」、ページ数も多く、内容も盛りだくさんで、なかなか読み解くには骨が折れてしまうと思う方も多いかもしれません。 　そこで、この動画では、認可外保育施設が守るべきことを８項目に分けて、映像とともに分かりやすく解説していきます。 MC　まずは一つ目。 　認可外保育施設において、「求められている『保育』とは」一体どのようなものなのでしょうか。みていきましょう。
＜ＶＴＲ１＞ ①求められている「保育」とは	
＜スタジオ２＞	MC　まずは、認可外保育施設で行われる保育の内容などについてのご紹介でした。お分かりいただけたでしょうか？ 　次からは、保育が行われる際の人員や場所につ

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

２）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

	いての基準に入っていきます。二つ目は「職員配置や資格要件」、 確認していきましょう。
＜ＶＴＲ２＞ ②職員配置や資格要件	
＜スタジオ３＞	ＭＣ　職員配置や資格要件、確認していただけたでしょうか。保育を担い、子どもたちと直に接する保育従事者の質は、そのまま保育の質に直結するといっても過言ではありません。それだけに大変重要な項目でした。 続いてはこちらも重要、 「保育室のスペース」についてです。
＜ＶＴＲ３＞ ③保育室のスペース	
＜スタジオ４＞	ＭＣ　お分かりいただけたでしょうか？子どもたちが、快適に、そして安全に過ごすことができるように、保育室の環境を整えてあげることが大切です。 続いては「緊急時への対応」、そして 「保育室が２階以上にある場合の注意点」 続けて確認していきましょう。
＜ＶＴＲ４＞ ④緊急時への対応 ⑤保育室が２階以上にある場合の注意点	
＜スタジオ５＞	ＭＣ　２つの項目、確認していただけたでしょうか？いつ、なんどき、災害が私たちを襲ってもおかしくないことを、私たちは知っているはずです。そのときに迅速かつ的確に対応できるように、普段からあらゆる事態を想定し、備えておくことが、子どもたちの命を守ることに繋がります。災害を過小評価せずに、我が事と思い、真剣に向き合っていただきたいと思います。

Ⅶ. 資料編

1．映像台本

2）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

	続いても、子どもたちの安全に関する項目となります。「安全な食が提供できているか」 ご覧ください。
＜VTR5＞ ⑥安全な食が提供できているか	
＜スタジオ6＞ ○テロップ 「大量調理施設衛生管理マニュアル」 「児童福祉施設における食事の提供ガイド」 「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン」 ○テロップ 「保育所における食事の提供ガイドライン」 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」 （厚生労働省）	MC　食事は、子どもたちの口に直接入るものですから、細かな注意を怠れば、子どもたちの健康を損なうことになってしまいます。 「衛生管理」については、これらを参考に。 MC　食事の提供については、これらを参考にして下さい。 特にアレルギー疾患を有する子どもの場合は、対応によっては生命に関わる場合もあることから、あらかじめ情報収集など保護者との連携が重要です。医師の診断・指示に基づいた対応を行いましょう。 MC　さて、まだもう少し、子どもの安全に関することが続きます。
＜VTR6＞ ⑦子供の安全を守るために	
＜スタジオ7＞ ○テロップ 「保育所における感染対策ガイドライン」（厚生労働省） ○テロップ 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」	MC　「感染症への対応」については 「保育所における感染症対策ガイドライン」を参考に。 MC　事故報告については 「特定教育・保育施設等における事故の報告等

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

２）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

	について」を参照してください。 MC　最後にこちらも大切です。 「利用者への情報提供」について。 見て行きましょう。
＜VTR7＞ ⑧利用者への情報提供	
＜スタジオ8＞ ※詳しい情報が書かれた ホームページアドレス	MC　大切な子どもを預ける保護者からすると、どうしても保育施設が安心して子どもを預けられる場所なのか心配になります。その不安を取り去って、保護者との信頼関係を築いていくためには、必要な情報をちゃんと提供するということが大前提となります。是非、ご紹介した内容が満たせているか確認をお願いします。 MC　以上で、認可外保育施設が守るべき８つの項目について、すべてご紹介しました。 詳しい情報はこちらのホームページで ご覧になれます。 MC　気をつけなければいけないことがたくさんありますよね。しかし、これらは、まだ身体が小さく、か弱い、発達途中の子どもを預かる時に、保護者が、また、社会全体が求めている最低限のルールです。 MC　これを守ることは、保育に携わる者として、また、わたしたち皆にとって大事な、子どもたちを預かる者としての責務です。その責務を果たしながら、日々、保育の現場で奮闘していただいている皆様には心より感謝しています。よりよい保育のために、子どもたちの笑顔のために、引き続き、よろしくお願いいたします。 それでは。 END

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

２）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

【VTR台本】

① 求められている「保育」とは？

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
タイトル ●保育施設外観イメージを背景にタイトルイン	【タイトル】 認可外保育施設が守るべき８項目 ① 求められている「保育」とは？ （１）保育の内容 （２）保育従事者の保育姿勢 （３）保護者との連絡等	NA　認可外保育施設が守るべき８項目。 その①「求められる『保育』とは。 大きく３つに分けて確認していきましょう。
●見出しタイトル （１）保育の内容 ●表①「各時期の児童の特徴」 ●保育イメージ映像 ●保育イメージ映像	（１）保育の内容 保育従事者は、児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫することが必要です（タイトルの下位置に入れる） ◆１歳未満児 疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多い。 ◆１歳以上３歳未満児 特に感染症にかかりやすい。 ◆３歳児 遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる。 ◆４歳児 自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する 。 ◆５歳児 自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く。 ◆６歳児 探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲が増してくるとともに、集団遊びも一人一人の好みや個性に応じた立場で行動する。	NA　保育従事者は、児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫することが必要です。 NA　各時期の児童の特徴はご覧の通り。 NA　３歳以上児は、 知的興味や関心が高まり、 仲間の中の一人という自覚が芽生えてくる時期です。 NA　集団的な遊びや協同的な活動を踏まえ、 一人一人の実態に即して 適切に援助することが必要となります。 NA　こうした児童の発達を理解した上で、 保育内容全体で 次のことに気を付けましょう。

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

２）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
●保育イメージ映像		
●保育イメージ映像にテロップイン	①健康的な生活リズムが保たれるように十分配慮された保育の計画を定める	NA　乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた保育の計画を定めて下さい。
●保育イメージ映像にテロップイン ●沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠などのイメージ映像	②設定したカリキュラムを実施する	NA　児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実施して下さい。 保育の実施に当たっては、沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮することが大切です。
●「放任的保育」のイメージ映像に×印イン		NA　漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になってはいけません。
●遊具・保育用品イメージ映像にテロップイン ●大型遊具の安全を確かめる映像	③遊具、保育用品等を備える（年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居等）	NA　必要な遊具、保育用品等を備えましょう。 NA　大型遊具を備える場合などは、その安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から不可欠です。
●見出しタイトル（２）保育従事者の保育姿勢 ●施設長の仕事風景映像	（２）保育従事者の保育姿勢 ◆施設長→資質の向上、適格性の確保が求められる	NA　児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。 特に、施設長については、資質の向上、適格性の確保が求められます。
●「保育所保育指針」を理解する機会（研修とか?）	◆保育従事者の人間性及び専門性の向上（質の向上）に努める	NA　また「保育所保育指針」を理解するなどの機会を設け、保育従事者の人間性及び専門性の向上が図られる体制に努めることが必要です。
●研修イメージ	◆施設長や保育従事者に対する研修等へできるだけ参加する ※「家庭的保育事業」「居宅訪問型事業（ベビーシッター）」や１日に保育する乳幼児の数が５人以下の「事業所内保育事業」の従事者については、保育に従事する前に研修を受講することが望ましい	NA　都道府県等が実施する施設長や保育従事者に対する研修等へできるだけ参加しましょう。

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

２）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
●保育イメージ ●体罰のイメージに×印イン	◆児童の人権に十分配慮する ※児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為です。	NA　児童に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、児童の人権に十分配慮して下さい。 しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為です。
●心理的苦痛のイメージに×印イン	◆ネグレクト、差別的処遇、言葉の暴力等による心理的苦痛	NA　また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはなりません。
●児童相談所イメージ	◆虐待等不適切な養育が疑われる場合専門的機関と連携する	NA　さらに、 虐待等不適切な養育が 疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとることが重要です。
●見出しタイトル （３）保護者との連絡等	（３）保護者との連絡等	
●連絡帳を記入する様子 ●保護者との会話、面談イメージ	◆保護者と密接な連絡を取りその意向を考慮した保育を行う	NA　連絡帳、又はこれに代わる方法により保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行って下さい。 保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが児童の適切な保育にとって不可欠です。
●緊急時の連絡先を貼っておくなどの対応の様子	◆保護者との緊急時の連絡体制をとる	NA　保護者との緊急時の連絡体制をとりましょう。 保育中に異常が発生した場合など、 いつでも連絡できるよう、連絡先を整理し、 全ての保育従事者が容易に分かるようにしておくことが必要です。
●保護者が施設を見学する様子	◆要望があった場合には、見学が行えるように対応する	NA　保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応しましょう。 END

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

２）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

②職員配置や資格要件を確認しよう

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
タイトル ●保育施設イメージを背景にタイトルイン	【タイトル】 認可外保育施設が守るべき８項目 ②職員配置や資格要件を確認しよう	NA　認可外保育施設が守るべき８項目。 その②、職員配置や資格要件について。
●見出しタイトル 職員の配置 ●表②「児童、乳幼児に対する保育従事者の数」	◆職員の配置 ◆１日に保育する乳幼児の数が６人以上の施設 ◆乳児　概ね３人につき保育従事者１人 ◆１、２歳児 幼児概ね６人につき保育従事者１人 ◆３歳児　概ね 20 人につき保育従事者１人 ◆４歳以上児　概ね 30 人につき保育従事者１人。 ※ただし ２人を下回ることはできない。	NA　児童、乳幼児に対する保育従事者の数は、 次のように定められています。
●保育イメージ	◆児童数＝毎日利用する児童数を基礎とする ※月極めの児童や特定の曜日に限り利用する児童等のその他の利用児童については、日々の平均的な人員を加える	NA　児童数は、月極めの児童の場合 概ね毎日利用する児童数を基礎 とします。
●保育従事者が働く様子	◆保育従事者＝常勤職員	NA　ここでいう保育従事者は、 常勤職員をいいます。 短時間勤務の職員を充てる場合にあっては、 その勤務時間を常勤職員に換算してご覧の 人数を確保することが必要です。

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

２）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
●保育イメージにテロップイン ●複数人で保育する様子	◆１日に保育する乳幼児の数が６人以上 19 人以下の施設 ◆保育従事者が複数配置されていない時間帯は必要最小限とする	NA　１日に保育する乳幼児の数が６人以上 19 人以下の施設において、保育従事者が複数配置されていない時間帯は必要最小限とする必要があります。
●睡眠やプール活動のイメージ	◆睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすい ◆各施設の実態に応じて判断する	NA　ただし、睡眠中や、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいので各施設の実態に応じて適切に判断することが必要です。
●食事の世話をする様子	◆特に児童に手がかかる時間帯は、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意する	NA　食事の世話など、特に児童に手がかかる時間帯については、保育従事者の配置に留意することが大切です。
●保育イメージにテロップイン ●表③「児童、乳幼児に対する保育従事者の数（乳幼児の数が 5 人以下の施設）」	◆１日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の施設（家庭的保育や事業所内保育の形態をとる施設） ◆保育従事者１人に対して乳幼児３人以下とする ◆「家庭的保育補助者」とともに保育する場合は５人以下とする	NA　１日に保育する乳幼児の数が５人以下の施設の場合、保育従事者１人に対して乳幼児３人以下とし、「家庭的保育補助者」とともに保育する場合は、５人以下として下さい。
●居宅訪問型保育の様子	◆「居宅訪問型（ベビーシッター）」の場合 原則：保育に従事する者１人に対して乳幼児１人 ※兄弟姉妹とともに利用していて、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外としてこれを適用しないことが可能	NA　「居宅訪問型」つまり、ベビーシッターの場合は、保育に従事する者１人に対して乳幼児１人が原則ですが、兄弟姉妹とともに利用していて、かつ、保護者が同意しているときは、例外としてこれを適用しないことができます。

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

２）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
●見出しタイトル 職員の資格要件	◆職員の資格要件 ◆１日に保育する乳幼児の数が６人以上の施設	
●保育士資格、看護師資格のイメージ（資格証？）	◆保育従事者のうち 概ね三分の一以上は、 保育士又は看護師（准看護師を含む）の資格を 有する者にする ※保育士又は看護師の資格を有する者が、常時１人以上配置されていることが望ましい	NA　保育従事者のうち、 概ね三分の一以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であるようにして下さい。
●研修の様子	◆保育士又は看護師の資格を有しない保育従事者については、 一定の研修受講を推奨	NA　保育士又は看護師の資格を有しない保育従事者については、 一定の研修受講を推奨することが望ましいとされています。
●見出しタイトル 職員の資格要件	◆職員の資格要件 ◆１日に保育する乳幼児の数が５人以下の施設（家庭的保育や事業所内保育、ベビーシッターの形態をとる施設）	
	◆保育従事者のうち１人以上は ・保育士 ・看護師の資格を有する者 ・都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者 であることが必要（ベビーシッターの場合も同様）	NA　保育従事者のうち、１人以上は保育士若しくは看護師の資格を有する者又は、都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であることが必要です。 NA　ベビーシッターについては、保育士若しくは看護師の資格を有する者 又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であることが必要です。 END

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

２）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

③保育室のスペースを確認しよう

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
タイトル ●保育施設イメージを背景にタイトルイン	【タイトル】 認可外保育施設が守るべき８項目 ③保育室のスペースを確認しよう	NA　認可外保育施設が守るべき８項目。 その③、保育室のスペースを確認しよう。
●乳幼児の保育イメージ ●保育室 ●調理室 ●トイレ	◆保育室スペースの条件（１日に保育する乳幼児の数が６人以上の施設） ・乳幼児の保育を行う「保育室」「調理室」「トイレ」がある ※保育室の面積：乳幼児１人当たり概ね 1.65 ㎡以上（調理室、トイレ、浴室等は含まない） ※調理室は、施設内で給食を調理する場合	NA　１日に保育する乳幼児の数が６人以上の施設の場合、乳幼児の保育を行う「保育室」のほか、調理室及びトイレがあること が必要です。
●乳児と幼児の保育スペースが分けられていることがわかる映像 ●ベビーフェンスで区画する様子	◆１歳児未満の乳児と幼児の保育スペースは区画し安全性を確保する ※事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は別の部屋とすることが望ましい	NA　概ね１歳児未満の乳児の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所とわけられており かつ安全性が確保されている ことが重要です。 やむを得ず部屋を別にできない場合は ベビーフェンス等で区画しましょう。
●保育室 ●調理設備 ●トイレ	◆保育室スペースの条件（1 日に保育する乳幼児の数が５人以下の施設） ・乳幼児の保育を行う「保育室」「調理室設備」「トイレ」がある ※保育室の面積は、乳幼児の保育を適切に行うことができる広さを確保する。（9.9 ㎡（保育する乳幼児が３人を超える場合は、超える数１人につき 3.3 ㎡を加えた面積）以上の広さを目安） ※調理設備は、施設内で給食を調理する場合	NA　１日に保育する乳幼児の数が５人以下の施設の場合も、保育室のほか、調理設備及びトイレがあることが必要です。
●居宅訪問型保育の様子 ●事業所イメージ	◆ベビーシッターについては、乳幼児の居宅等について広さ等の要件は求めない	NA　ベビーシッターについては、乳幼児の自宅などで保育を行うので、特定の要件を求めるものではありません。しかし、その運営を行う事業所は、運営に必要な広さを有する専用の区画を設

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

２）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
●保育用備品	◆事業の運営を行う事業所 ・運営に必要な広さを有する専用の区画を設ける ・保護者に協力を求め、保育の実施に必要な備品等を備える	けるほか、保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めて下さい。
●採光の確保がわかる様子（居宅の窓？） ●居宅の換気設備 ●安全性確保のための設備（ベビーフェンスとか？）	◆保育室は、採光・換気・安全性が確保されていることが必要	NA　さらに、保育する子どもの人数に関わらず、保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全性が確保されていることが必要です。
●乳幼児用ベッドに乳幼児が寝ている様子	◆乳幼児用ベッドに２人以上の乳幼児を寝かせない ※安全確保の観点から極めて危険	NA　同一の乳幼児用ベッドに２人以上の乳幼児を寝かせることは、安全確保の観点から極めて危険であるため、行ってはいけません。
●トイレの手洗い設備 ●トイレが区画されている様子 ●衛生的なトイレ	◆トイレは保育室及び調理室と区画し「手洗い設備」を設ける ※便器の数はおおむね幼児 20 人につき１つ以上	NA　トイレには手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、衛生面はもとより安全面にも配慮されている必要があります。
●調理室イメージ ●調理室が区画されている様子	◆調理室は保育室と簡単に出入りできないよう区画する	NA　調理室は、保育室と簡単に出入りできないよう区画されているだけでなく、衛生的な状態が保たれていることが必要です。 END

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

２）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

④緊急時への対応を確認しよう

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
タイトル ●保育施設イメージを背景にタイトルイン	【タイトル】 認可外保育施設が守るべき８項目 ④緊急時への対応を確認しよう	NA　認可外保育施設が守るべき８項目。 その④、緊急時への対応を確認しよう。
●表④災害時に必要な設備 ●設置された消火用具、非常口など ●用具の使用方法のレクチャーを受ける職員	◆災害時に必要な設備 ・消火用具 ・非常口 ・消火器 ・火災報知器	NA　子どもたちの安全を守るため、消火用具、非常口、その他非常災害に必要な設備を設けましょう。 設置されている だけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていなければなりません。
●設置された消火器 ●適切な位置に設置された非常口（２方向避難が確保されている様子）		NA　非常口は、入所乳幼児の避難に 有効な位置に、適切に設置されていることが大切です。
●避難訓練の様子	◆消火活動、通報連絡及び避難誘導等の定期的な実地訓練を実施 ※少なくとも毎月１回行う	NA　非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施しましょう。
●小規模保育所での避難訓練の様子	◆1 日に保育する乳幼児の数が５人以下の施設においても軽便消火器等の消火用具、非常口、その他非常災害に必要な設備を設ける ※少なくとも毎月１回訓練を行う	NA　小規模な施設、ベビーシッターについても、非常災害に必要な設備 を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければなりません。
●表⑤災害時の備え ●避難設備、用具イメージ	◆災害発生時の備え ・施設、設備の安全確保 ・対応や職員の役割分担等に関するマニュアルの作成 ・避難訓練の実施 ・保護者との連絡体制や引渡し方法等に関する確認	NA　火災や地震などの災害の発生に備え、 施設・設備の安全確保とともに、緊急時の対応や職員の役割分担等に関するマニュアルの作成、避難訓練の実施、保護者との連絡体制や引渡し方法等に関する確認等に努めることも忘れてはいけません。 END

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

２）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

⑤保育室が２階以上にある場合の注意点を見てみよう

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
タイトル ●保育施設イメージを背景にタイトルイン	【タイトル】 認可外保育施設が守るべき８項目 ⑤保育室が２階以上にある場合の注意点	NA　認可外保育施設が守るべき８項目。 その⑤、保育室が２階以上にある場合の 注意点を見てみましょう。
	◆家庭的保育事業や事業所内保育事業（１日に保育する乳幼児の数が５人以下のものに限る）を目的とする施設のほかベビーシッターについては原則として本基準は適用されない	NA　「家庭的保育事業」を目的とする施設、 １日に保育する乳幼児の数が５名以下の 事業所内保育事業、ベビーシッターについては、 原則として本基準は適用されません。 適用しない場合、定期的な訓練を行う等、 防災上の必要な措置を採ることに、特に留意が必要です。
●保育室 （１ 階とわかる様子）	◆保育室は原則として１階に設ける	NA　災害避難の観点から、保育室は原則として １階に設けることが望ましいのですが、 やむを得ず２階以上に保育室を設ける場合は、 防災上の必要な措置を採ることが必要です。
●転落事故防止のための設備 （子供が映っていない写真採用）	◆転落事故防止設備を設ける	NA　保育室を２階に設ける建物には、保育室その他 乳幼児が出入り又は通行する場所に、 転落事故を防止する設備を設けましょう。
表⑥乳幼児の避難に適した設備 ●２階建て保育施設の外観 ●避難に適した設備	◆保育室を２階に設ける建物に必要な設備 ①常用（以下、いずれか１つ以上） ・屋内階段 ・屋外階段 ②避難用（以下、いずれか１つ以上） ・建築基準法施行令第 123 条第 1 項に規定する構造の屋内避難階段又は 同条第 3 項に規定する構造の屋内特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段	NA　建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であることが望ましく、また、 乳幼児の避難に適した構造の設備がそれぞれ１つ以上ずつ 設けられているようにして下さい。

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

２）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
表⑦待避上有効なバルコニーの要件 ●待避上有効なバルコニー	◆待避上有効なバルコニーの要件 ①床は準耐火構造 ②十分に外気に開放されている ③バルコニーの各部分から２m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は防火設備とする ④屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は 0.75m以上、高さは 1.8m以上、下端の床面からの高さは 0.15m以下 ⑤その階の保育室の面積の概ね八分の一以上の面積を有し、幅員 3.5m以上の道路又は空地に面している	NA　「待避上有効なバルコニー」とはご覧の要件を満たすものとします。
●バルコニーから50m以内に設置された直通階段	◆「待避上有効なバルコニー」は、建築基準法上の直通階段には該当しない（建築基準法施行令第 120 条及び第 121 条に基づく）	NA　なお「待避上有効なバルコニー」は、建築基準法上の直通階段には該当しないため、原則として保育室から 50m以内に直通階段を設置しなければなりません。
●積雪地域の屋外避難路の防護措置の例	◆積雪地域は屋外の避難路に防護措置を講じる	NA　積雪地域において、屋外階段など外気に開放された部分を避難路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないよう、必要な防護措置を講じましょう。
表⑦-2 保育室を３階に設ける建物に必要な設備	◆保育室を３階に設ける建物に必要な設備 ①常用（以下、いずれか１つ以上） ・建築基準法に規定する構造の「屋内避難階段」又は「屋内特別避難階段」 ・屋外階段 ②避難用（以下、いずれか１つ以上） ・建築基準法に規定する「屋内避難階段」又は「屋内特別避　難階段」 ・建築基準法に規定する耐火構造	NA　保育室を３階に設ける建物は、耐火建築物でなければならず、また、乳幼児の避難に適した構造の設備を、ご覧の①②についてそれぞれ１つ以上ずつ設ける必要があります。この場合、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分から、そのひとつに至る歩行距離が３０m以下となるようにして下さい。

Ⅶ. 資料編

1．映像台本

2）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

項目・映像	テロップ・チャート図		ナレーション
	の屋外傾斜路（いわゆる「すべり台」）又はこれに準する設備 ・屋外階段 ※ 保育室の各部分から上記の設備までの歩行距離は 30m以下にする		
表⑦-3 保育室を４階以上に設ける建物に必要な設備	◆保育室を４階以上に設ける建物に必要な設備 ①常用（以下、いずれか１つ以上） ・建築基準法に規定する構造の「屋内避難階段」又は「屋内特別避難階段」 ・建築基準法に規定する構造の「屋外避難階段」 ②避難用（以下、いずれか１つ以上） ・建築基準法に規定する構造の「屋内避難階段」又は「屋内特別避難階段」（※限定あり） ・建築基準法に規定にする耐火構造の屋外傾斜路（いわゆる「すべり台」） ・建築基準法に規定する構造の「屋外避難階段」 ※ 指導監督基準上、３階に設置する場合に比べて厳しい基準となっています。詳しくは、厚生労働省通知「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（平成 26 年９月５日雇児発 0905 第５号）」も参照。	NA	保育室を４階以上に設ける建物は、耐火建築物でなければならず、また、乳幼児の避難に適した構造の設備を、ご覧の①②についてそれぞれ１つ以上ずつ設ける必要があります。 全体として、３階に保育室を設ける場合に比べて条件が厳しくなっています。 詳細については、ご覧の厚生労働省通知も参照してください。 設置上の留意事項は、保育室を３階に設ける建物と同様です。
表⑦-4 防火に関する条件（保育室を３階以上に設ける建物の場合）	※ 保育室の各部分から上記の設備までの歩行距離は 30m以下にする ◆防火に関する条件 ①調理室とそれ以外を耐火構造の床や壁で区切る ②室内の壁及び天井の表面に不燃	NA NA	また、保育室を３階以上に設ける建物の場合、防火に関するこれらの条件をすべて満たす必要があります。 なお、４階以上に保育室を設置しようとする際に、事前に検討すべき事項等についてはこちらを参考にし、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全確保に心がけて下さい

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

２）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
	材料を使用 ③乳幼児が通行する場所に転落事故防止の設備を設ける ④非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設ける ⑤可燃性のカーテン、敷物、家具等は防火処理が施されていること ●保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項（「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取り扱いについて」の別添）	END

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

２）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

⑥安全な食が提供できているか確認しよう

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
タイトル ●保育施設イメージを背景にタイトルイン	【タイトル】 認可外保育施設が守るべき８項目 ⑥安全な食が提供できているか 確認しよう ◆ベビーシッターで食事の提供を行う場合は、必要に応じて本基準を適用する	NA　認可外保育施設が守るべき８項目。 その⑥、安全な食が提供できているか 確認しよう。 NA　ベビーシッターは、食事の提供を行う場合、 衛生面等に注意を払う必要があるため、 必要に応じて本基準を適用して下さい。
●見出しタイトル 衛生管理 ●表⑧衛生管理で配慮すること	◆衛生管理 ◆衛生管理で配慮すること ①食器類、ふきん、まな板、鍋等はよく洗い十分に殺菌したものを使用する ②哺乳ビンは使用するごとによく洗い、滅菌する ③食事時、食器類や哺乳ビンは児童や保育従事者の間で共用しない ④原材料、調理済み食品の保存は、冷凍又は冷蔵設備等を活用し、適切な温度で保存する	NA　調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を 適切に行うために、 食器類は、よく洗い十分に殺菌したものを使用するなど、衛生上の配慮を行いましょう

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

２）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
●見出しタイトル 食事内容	◆食事内容	
●保育中の食事の様子 ●献立表	◆食事は児童の健康状態等に配慮した内容にする	NA　食事は児童の年齢や発達、アレルギー疾患等を含む健康状態等に配慮した内容にします。 NA　調理は、あらかじめ作成した献立に従って行いましょう
●乳児にゲップさせる様子	◆乳児にミルクを与えた場合は、授乳後の処置を行う ※離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払う	NA　乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要です。
●調理シーン	◆食事摂取基準と児童の嗜好を踏まえた変化のある献立を作成する ※独自で献立を作成することが困難な場合には、市区町村等が作成した認可保育所の献立を活用することも検討する	NA　食事摂取基準と児童の嗜好を踏まえた変化のある献立を作成し、これに基づいて調理することが必要です。
●市販の弁当を出す※持参弁当で代用 ●弁当のおかずを刻むなど年齢に応じた配慮の様子	◆家庭から持参した弁当や、市販の弁当を利用する場合は、児童の健康状態や年齢に応じた配慮をする	NA　家庭からの弁当持参や、やむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭とも連携の上、児童の健康状態や刻み食等の年齢に応じた配慮を行いましょう。
●保育中の食事の様子	◆アレルギー疾患がある子どもは医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行う	NA　アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うことが大切です。 END

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

２）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

⑦子どもの安全を守るためにできること

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
タイトル ●保育施設イメージを背景にタイトルイン	【タイトル】 認可外保育施設が守るべき８項目 ⑦子どもの安全を守るために できること	NA　認可外保育施設が守るべき８項目。 その⑦、子どもの安全を守るためにできること
●保育イメージにテロップイン 表⑨子どもの安全を守るための課題	◆子どもの安全を守るための課題 ※ベビーシッターは（1）（4）（6）（7）（8）をご覧ください （1）児童の健康状態の観察 （2）児童の発育チェック （3）児童の健康診断 （4）職員の健康診断 （5）医薬品等の整備 （6）感染症への対応 （7）乳幼児突然死症候群に対する注意 （8）安全確保	NA　子どもの安全をまもるために何ができるのか？ その課題は大きく８つに分けられます。
●見出しタイトル ●児童の健康状態を確認する様子	◆児童の健康状態の観察	NA　登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察しましょう。
●登園イメージ ●連絡帳を確認する様子	◆登園時 ・健康状態の観察 ※体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無や機嫌等 ・保護者から児童の状態の報告を受ける	NA　毎日、登園の際、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無や機嫌等についての健康状態の観察を行うとともに、保護者から児童の状態の報告を受けることが必要です。
●降園イメージ ●保護者へ報告する様子	◆降園時 ・健康状態の観察 ・保護者へ児童の状態を報告する	NA　同様に毎日、降園の際も同様の健康状態の観察を行うとともに、保護者へ児童の状態を報告することが必要です。
●見出しタイトル ●発育測定の様子	◆児童の発育チェック ◆基本的な発育チェックを毎月定期的に行う	NA　身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行いましょう。

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

２）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
●見出しタイトル ●健康診断の様子	◆児童の健康診断 ◆児童の健康診断を利用開始時、及び１年に２回実施する ※直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の提出を受ける、母子健康手帳の写しを提出させる等により児童の健康状態の確認を行う ◆心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見に有効	NA　継続して保育している児童の健康診断を利用開始時、及び１年に２回実施します。 NA　医師による健康診断は、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見につながるという面からも有効です。
●保育従事者への周知（ミーティングとか?）	◆入所時の児童の体質、かかりつけ医の確認のほか、付近の病院等関係機関の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知する	NA　入所時に児童の体質、かかりつけ医の確認をするとともに、緊急時に備え、保育施設付近の病院等関係機関の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知することが必要です。
●見出しタイトル ●職員の健康診断の様子	◆職員の健康診断 ◆職員の健康診断を、採用時及び１年に１回実施 ◆調理に携わる職員には、概ね月１回検便を実施	NA　職員の健康診断を、採用時及び１年に１回実施しましょう。 調理に携わる職員には、概ね月１回検便を実施して下さい。 NA　職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられています。
●見出しタイトル 表⑩最低限備えるもの ●医療用備品のイメージ	◆医薬品等の整備 ◆最低限備えるもの ・体温計 ・水まくら ・消毒薬 ・絆創膏	NA　保育に必要な医薬品、その他の医療品を必ず備えて下さい。 体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等は、最低限備えることが必要です。

Ⅶ. 資料編

1．映像台本

2）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
●見出しタイトル	◆感染症への対応	
●保護者に報告する様子	◆感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示する	NA　感染症にかかっている、又は感染症の疑いがあることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示して下さい。
●登園許可書を提出する様子	◆再登園について ・かかりつけ医による判断の確認について、保護者の理解と協力を求める	NA　再登園については、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出など、かかりつけ医による判断の確認について、保護者の理解と協力を求めることも必要です。
●歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなど	◆歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等は共用しない	NA　歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備して下さい。
●手洗いの様子 ●咳エチケットを子ども教える様子	◆ベビーシッターは、利用児童と保育従事者の間での感染を防ぐことを念頭に置く	NA　ベビーシッターの場合は、 複数児童が利用する施設とは異なり、 手指の衛生や咳エチケット等の感染予防を実施するなど、利用児童と保育従事者の間での感染を防ぐことを念頭に置く必要があります。
●見出しタイトル ●睡眠中の乳幼児を観察する様子	◆乳幼児突然死症候群に対する注意	NA　乳幼児突然死症候群を防ぐため、睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細く観察することが大切です。
●乳幼児を仰向けに寝かせる様子 ※24:25 の画像のみ使用	◆睡眠中の窒息リスクの除去として乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせる ※医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるので入所時に保護者に確認する	NA　睡眠中の窒息リスクの除去として、乳児を寝かせる場合は仰向けに寝かせ、児童を一人にしないようにする等、安全な睡眠環境を整えましょう。
●保育室のイメージにテロップイン	◆保育室では禁煙を厳守する	NA　保育室では禁煙を厳守して下さい。
●見出しタイトル	◆安全確保	NA　児童の安全確保に配慮した保育の実施をしましょう。
●施設内の危険な場所に安全管理をした様子	◆施設内の危険な場所、設備等に適切な安全管理をする	NA　事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図って下さい。

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

２）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
●不審者の立ち入り防止対策	◆不審者の立入防止等の対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備	NA　不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備して下さい。
●救命処置訓練の様子	◆救命処置訓練を実施する ◆賠償責任保険に加入する	NA　事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施して下さい。 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えることも必要です。
●事故発生を報告する様子（メールするイメージ）	◆事故発生時の報告基準 死亡事故に加えて、治療に要する期間が30日以上の負傷等（意識不明を含む）を伴う「全て」の事故が発生した場合は、都道府県等を経由して、国に報告することが必要	NA　死亡事故に加えて、治療に要する期間が 30 日以上の負傷等事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告して下さい。 事故報告では、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
●保育イメージにテロップイン	◆重大事故が発生した場合、都道府県等と協力し、再発防止策、及び事故後の検証結果を踏まえた措置を行う	NA　死亡事故等の重大事故が発生した場合は、都道府県等と協力し、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとりましょう。 END

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

２）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

⑧利用者への情報提供

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
タイトル ●保育施設イメージを背景にタイトルイン	【タイトル】 認可外保育施設が守るべき８項目 ⑧利用者への情報提供	NA　認可外保育施設が守るべき８項目。 その⑧、利用者への情報提供
●保育イメージにテロップイン	◆利用者への情報提供 ①サービス内容の掲示 ②利用者への書面交付 ~~③帳簿の整理~~	NA　「利用者への情報提供」は大きく二つ、 「サービス内容の掲示」と 「利用者への書面交付」に分けられます。
●見出しタイトル ●サービス内容が掲示されている様子 ●表⑪掲示するサービス内容その１	◆①サービス内容の掲示 ◆掲示するサービス内容その１ ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 ・建物その他の設備の規模及び構造 ・施設の名称及び所在地 ・事業を開始した年月日 ・開所している時間（ベビーシッターは保育提供可能時間） ・提供するサービスの内容及び、当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項。 ※過去に変更があった場合は直近の変更内容とその理由も掲示する ※ベビーシッターは書面等により提示する	NA　保育施設は提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示しなければなりません。届出対象施設については、ご覧の内容についての掲示が義務づけられており、これらの事項に変更が生じたことがある場合は、当該変更のうち直近のものの内容と、その変更理由も掲示する必要があります。
●表⑫掲示するサービス内容その２	◆掲示するサービス内容その２ ・入所定員 ・保育士その他の職員の配置数又はその予定 ・設置者及び職員に対する研修の受講状況（１日に保育する乳幼児の数が５人以下の施設及びベビーシッターに限る） ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額	NA　さらに、入所定員や保育士その他の職員の配置数なども掲示しなくてはなりません。 NA　職員の配置数は、保育に従事している保育士とその他の職員のそれぞれの１日の勤務延べ時間数を８時間で割った数になります NA　職員のローテーション表や、その日保育に当たる保育従事者の資格状況、その日保育に当たる保育従事者の数、有資格者数等をホワイトボード等に記載するのも有効です。

Ⅶ．資料編

１．映像台本

２）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
●ホワイトボードに記載されている様子	・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別。 受けたことがある場合には、その命令の内容を含む ※ベビーシッターは書面等により提示する	
●見出しタイトル	◆利用者への書面交付	
●契約内容が記載された書面	◆契約内容を記載した書面等を交付する	NA　利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付しなければなりません。
●表⑬書面に記載すべき契約内容	◆書面に記載すべき契約内容 ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ・施設の名称及び所在地 ・施設の管理者の氏名及び住所 ・当該利用者に対し提供するサービスの内容 ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ・提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	NA　ご覧の内容について、利用者に対する書面等交付が義務づけられています。
●別途加算される料金が記載された書面　※削除。料金表は使用しない	◆食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合は、その料金を交付書面等で明示する	NA　あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合には、その料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくことが必要です。

Ⅶ. 資料編

１．映像台本

２）認可外保育施設指導監督基準についての解説映像

項目・映像	テロップ・チャート図	ナレーション
●利用予定者にサービス内容を説明する様子	◆利用予定者から申込みがあった場合は、契約内容等について説明を行う ※届出対象外施設であっても、利用料金や保育サービスの内容等をあらかじめ利用予定者に説明し、理解を得たうえでサービスの提供を行うことが望ましい	NA　利用予定者から申込みがあった場合には、提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明を行って下さい。
●保護者に保育従事者の情報を提供する様子	◆保育実施前に保護者に対し、保育従事者の情報を提供することが望ましい ※個人情報保護義務について留意する	NA　保育の実施前に保護者に対して、保育従事者の氏名や保育士資格、都道府県への届出の有無などの情報を提供することが望ましいでしょう。
●見出しタイトル	◆帳簿の整備 ◆職員に関する帳簿の記載事項 ・職員の氏名、連絡先 ・職員の資格を証明する書類（写） ・採用年月日　～等 ※ベビーシッターの施設は帳簿は必要ないが、資格を証明する書類（写）が必要 ◆児童の状況を明らかにする帳簿の記載事項 ・在籍児童、保護者の氏名 ・児童の生年月日、健康状態 ・保護者の連絡先 ・児童の在籍記録　～等 ◆法令により備え付けが義務付けられているもの ・労働者名簿（労働基準法第 107 条） ・賃金台帳（労働基準法第 108 条） ・雇入、解雇、災害補償、　賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存（労働基準法第１０９条）	NA　さらに、こうした職員および保育している児童の状況を明らかにするため帳簿の整備が必要です。 NA　職員に関する帳簿では、職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類や、その写し、採用年月日を保管して下さい。 NA　保育している児童の状況を明らかにする帳簿では、在籍児童および保護者の氏名、児童の生年月日および健康状態、保護者の連絡先、児童の在籍記録などを保管して下さい。 NA　労働基準法など、他の法令においても、各事業場ごとに備えるべき帳簿等について規定があり、保育施設も各保育施設に帳簿等の備え付けが義務付けられています。 都道府県などが行う指導監督の際にも、必要に応じ、これらの帳簿を活用するとともに、備え付けられていない場合には、関係機関に情報提供するなどの適切な対応が必要です。 END

Ⅶ. 資料編

2．チェックリスト

1）１日に６名以上の乳幼児が利用する施設

お忘れでないですか？～見落としがちな指導監督基準項目チェックリスト
（1日に6名以上の乳幼児が利用する施設）

	☑	チェック項目	備考欄
1		乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に十分配慮がなされた保育の計画を作成し（保育のカリキュラム、デイリープログラムの作成を含みます）実行していますか？	
2		年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居など必要な遊具、保育用品等を備えていますか？それらは安全で衛生的ですか？	
3		施設内研修を行う等、保育従事者が保育所保育指針を理解する機会を設け、人間性及び専門性の向上に努めていますか？	
4		児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門機関と連携する等の体制をとっていますか？	
5		消火用具の設置場所は適切で、使用方法等を職員全員が理解していますか？	
6		非常災害に対する具体的計画（消防計画）を作成していますか？	地方自治体のHP等に消防計画の作成例が掲載されている場合があります。
7		おおむね毎月1回以上の避難訓練（消火活動、通報連絡、避難誘導等の実地訓練）を実施していますか？	
8		調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行っていますか？ ・食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用していますか？ ・ほ乳瓶は使用するごとによく洗い、滅菌していますか？ ・調理室が汚れていたり、残飯等が放置されていたりすることなく、清潔に保たれていますか？ ・食器類等を、（十分に消毒せずに）乳幼児や保育従事者の間で共有されていませんか？ 等	
9		身長や体重の測定等、基本的な発育チェックを毎月、定期的に行っていますか？	
10		継続して保育している児童の健康診断を入所時及び1年に2回実施していますか？ ※直接できない場合は、保護者から健康診断の提出を受ける又は母子手帳の写しを提出してもらい、健康状態を確認をしていますか？	
11		職員の採用時及び1年に1回の健康診断を実施していますか？	職員の健康診断は、労働安全衛生法上で義務づけられており、違反した場合は50万円以下の罰金刑の対象となることに留意してください。
12		睡眠中の乳幼児は原則仰向けにし、その顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察することにより、乳幼児突然死症候群（SIDS）に対する注意をはらっていますか？	
13		施設及びサービスに関する内容が掲示されていますか？	指導監督基準に様式があります（様式14）。
14		利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付していますか？	指導監督基準に様式があります（様式15）。
15		利用予定者に対し、提供するサービスを利用するための契約内容等について十分に説明していますか？	
16		職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類の写し、採用年月日等が記載された帳簿等はありますか？	
17		労働者名簿、賃金台帳等、労働基準法で備え付けが義務になっている帳簿等はありますか？	

※このチェックリストは、毎年の立入調査において、基準に適合していない項目として、上位に挙げられる項目の中で、多大なコストや労力をかけず、少しの意識付けにより改善できると考えられるものを中心にまとめたものです。
そのため、このチェックリスト以外にも、満たすべき指導監督基準項目があることには留意ください。

Ⅶ. 資料編

２．チェックリスト

２）１日に５名以下の乳幼児が利用する施設

お忘れでないですか？～見落としがちな指導監督基準項目チェックリスト
（１日に5名以下の乳幼児が利用する施設）

	☑	チェック項目	備考欄
1		乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に十分配慮がなされた保育の計画を作成し（保育のカリキュラム、デイリープログラムの作成を含みます）実行していますか？	
2		年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居など必要な遊具、保育用品等を備えていますか？それらは安全で衛生的ですか？	
3		施設内研修を行う等、保育従事者が保育所保育指針を理解する機会を設け、人間性及び専門性の向上に努めていますか？	
4		児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門機関と連携する等の体制をとっていますか？	
5		消火用具の設置場所は適切で、使用方法等を職員全員が理解していますか？	
6		災害の発生に備えて、緊急時の対応の具体的内容、手順、職員の役割分担等が記された計画は作成されていますか？	地方自治体のHP等に掲載されている消防計画の作成例も参考になります。
7		おおむね毎月1回以上の避難訓練（消火活動、通報連絡、避難誘導等の実地訓練）を実施していますか？	
8		調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行っていますか？ ・食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用していますか？ ・ほ乳瓶は使用するごとによく洗い、滅菌していますか？ ・調理室が汚れていたり、残飯等が放置されていたりすることなく、清潔に保たれていますか？ ・食器類等を、（十分に消毒せずに）乳幼児や保育従事者の間で共有されていませんか？ 等	
9		身長や体重の測定等、基本的な発育チェックを毎月、定期的に行っていますか？	
10		継続して保育している児童の健康診断を入所時及び1年に2回実施していますか？ ※直接できない場合は、保護者から健康診断の提出を受ける又は母子手帳の写しを提出してもらい、健康状態を確認をしていますか？	
11		職員の採用時及び1年に1回の健康診断を実施していますか？	職員の健康診断は、労働安全衛生法上で義務づけられており、違反した場合は50万円以下の罰金刑の対象となることに留意してください。
12		睡眠中の乳幼児は原則仰向けにし、その顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察することにより、乳幼児突然死症候群（SIDS）に対する注意をはらっていますか？	
13		施設及びサービスに関する内容が掲示されていますか？	指導監督基準に様式があります（様式14）。
14		利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付していますか？	指導監督基準に様式があります（様式15）。
15		利用予定者に対し、提供するサービスを利用するための契約内容等について十分に説明していますか？	
16		職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類の写し、採用年月日等が記載された帳簿等はありますか？	
17		労働者名簿、賃金台帳等、労働基準法で備え付けが義務になっている帳簿等はありますか？	

※このチェックリストは、毎年の立入調査において、基準に適合していない項目として、上位に挙げられる項目の中で、多大なコストや労力をかけず、少しの意識付けにより改善できると考えられるものを中心にまとめたものです。
そのため、このチェックリスト以外にも、満たすべき指導監督基準項目があることには留意ください。

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
制作：株式会社小学館集英社プロダクション

Ⅶ. 資料編

2．チェックリスト

3）ベビーシッターを複数雇用する事業者

お忘れでないですか？～見落としがちな指導監督基準項目チェックリスト
（ベビーシッターを複数雇用する事業者）

	☑	チェック項目	備考欄
1		乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に 十分配慮がなされた保育が行われるよう、子どもの発達の特徴に関する事項、 授乳、離乳食、食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ、遊び等に関する事項について 業務マニュアルを作成し、ベビーシッターに周知していますか？	
2		玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるもの等、 保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めていますか？	
3		ベビーシッターが、保育士や看護士の資格を有していない場合、 都道府県等が行う保育に従事する者に関する研修等を修了していますか？	修了が必要な研修については、届出を提出する都道府県等にお問い合わせください。
4		児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は、 児童相談所等の専門機関と連携する等の体制をとっていますか？	
5		避難経路、消火用具等の場所の確認等、火災、地震等の災害発生時における対処方法等について、 業務マニュアルを整備し、ベビーシッターに周知し、定期的な訓練をしていますか？	
6		預かりの際、健康状態の観察や、保護者からの乳幼児の報告を受けていますか？ （体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、期限等）	
7		ベビーシッターの採用時及び1年に1回の健康診断を実施していますか？	職員の健康診断は、労働安全衛生法上で義務づけられており、違反した場合は50万円以下の罰金刑の対象となることに留意してください。
8		睡眠中の乳幼児は原則仰向けにし、その顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察することにより、 乳幼児突然死症候群（SIDS）に対する注意をはらうことについて業務マニュアルを作成し、 ベビーシッターに周知していますか？	
9		施設及びサービスに関する内容を提示していますか？	指導監督基準に様式があります（様式14）。
10		利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付していますか？	指導監督基準に様式があります（様式15）。
11		利用予定者に対し、提供するサービスを利用するための契約内容等について説明していますか？	
12		職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類の写し、採用年月日等が記載された 帳簿等はありますか？	
13		労働者名簿、賃金台帳等、労働基準法で備え付けが義務になっている帳簿等はありますか？	

※このチェックリストは、これまでの立入調査の結果、施設型の事業者において、基準に適合していない項目として、
上位に挙げられる項目を参考とした上で、多大なコストや労力をかけず、
少しの意識付けにより改善できると考えられる事項を中心にまとめたものです。
そのため、このチェックリスト以外にも、満たすべき指導監督基準項目があることには留意ください。

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
制作：株式会社小学館集英社プロダクション

2．チェックリスト

3）個人のベビーシッター

お忘れでないですか？～見落としがちな指導監督基準項目チェックリスト
（個人のベビーシッター）

	☑	チェック項目	備考欄
1		乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に 十分配慮がなされた保育が行われるよう、子どもの発達の特徴に関する事項、 授乳、離乳食、食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ、遊び等に関する事項について 配慮していますか？	
2		玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるもの等、 保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めていますか？	
3		保育士や看護士の資格を有していない場合、 都道府県等が行う保育に従事する者に関する研修等を修了していますか？	修了が必要な研修については、届出を提出する都道府県等にお問い合わせください。
4		児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は、 児童相談所等の専門機関と連携する等の体制をとっていますか？	
5		避難経路、消火用具等の場所の確認など、火災、地震等の災害発生時における対処方法等について 検討した上で、実施していますか？	
6		預かりの際、健康状態の観察や、保護者からの乳幼児の報告を受けていますか？ （体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等）	
7		睡眠中の乳幼児は原則仰向けにし、その顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察することにより、 乳幼児突然死症候群（SIDS）に対する注意をはらっていますか？	
8		施設及びサービスに関する内容を提示していますか？	指導監督基準に様式があります（様式14）。
9		利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付していますか？	指導監督基準に様式があります（様式15）。
10		利用予定者に対し、提供するサービスを利用するための契約内容等について十分に説明していますか？	

※このチェックリストは、これまでの立入調査の結果、施設型の事業者において、基準に適合していない項目として、
上位に挙げられる項目を参考とした上で、多大なコストや労力をかけず、
少しの意識付けにより改善できると考えられる事項を中心にまとめたものです。
そのため、このチェックリスト以外にも、満たすべき指導監督基準項目があることには留意ください。

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
制作：株式会社小学館集英社プロダクション

3．リーフレット

【表面】

「認可外」だけど
「何でもあり」じゃない!
●子どもたちの健全な成長や安心安全な保育環境を実現するためにも、子どもの預かりを行う者の責務として『認可外保育施設指導監督基準』を守っていただくことが必要です!
●認可外保育施設の中には、営利を優先するあまり、人員配置等の環境面への配慮が十分に行き届かず、死亡事故が発生した事例があります。
●また、ただちに事故に繋がらない場合でも、基準を満たさない状態で保育を続けることで、子どもたちの心身の発達に悪影響を及ぼす場合があります。
●都道府県等は、認可外保育施設が子どもたちを保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、立入調査等により指導監督を行っています。改善勧告が改善されない場合や悪質なケースに対しては「事業停止命令または施設閉鎖命令」を行います。
虐待
心身に悪影響
事故
環境の悪化
放置
認可外保育施設
指導監督基準とは?
わかりやすく解説した
動画があります!
認可外保育施設が
守るべき8項目
認可外保育施設の運営者の方、勤務する職員の方が守るべき基準を分かりやすく解説した動画です。なかなか基準について学ぶ時間が取れず、内容を把握することが難しいと感じられている方などは、映像とともに理解を深められます。
認可外保育施設が守るべき8項目
動画はこちら
令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
企画・制作:株式会社小学館集英社プロダクション
認可外保育施設の運営者の方
認可外保育施設で働かれている方へ
まずはここを
おさえましょう!
認可外保育施設の
運営のポイント
ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

３．リーフレット

【中面】

認可外保育施設での事故

認可外保育施設では、以下のような要因から痛ましい事故が発生しており、死亡事故は１６年間で合計**１４０件**※にのぼります。

- **園長からの虐待**
- **食事中の窒息**

こうした事故の多くは、指導監督基準が守られていない施設で起きており、事故をなくしていくためにも、指導監督基準をすべての施設において守っていただくことが重要です。

なお、事故を起こした場合、多額の損害賠償が発生するケースもあります。
実際に、平成２７年に起きた認可外保育施設での１歳児の死亡事故では、**５,７００万円以上の損害賠償請求が認められました。**

※「教育・保育施設等における事故報告集計」より、平成１６年～令和元年の件数

基準を満たさないと…

施設の閉鎖を求められることも…

都道府県等の指導監督により、施設に対する「改善指導」・「改善勧告」、施設名などの「公表」の措置を通じて改善を図り、改善されない場合や悪質なケースに対しては「事業停止命令または施設閉鎖命令」を行います。

保育料無償化の対象外となります…

認可外保育施設は、子ども子育て支援法の施行（令和元年１０月）により、保育料無償化の対象とされています。
令和６年１０月以降は、指導監督基準を満たさない施設については、保育料無償化の対象ではなくなりますので、ご注意ください。

基準を満たすことによるメリット

保育料無償化の対象となります!

税制上の優遇措置があります!

指導監督基準を満たす施設の利用料に係る消費税は非課税になります。

その他、各自治体において、基準を満たす施設に対する支援がある場合があります!

認可外保育施設を開設するときのルール

保育を目的とする施設※（小規模の施設やベビーシッターを含む）を開設した場合は、**開設後１ヶ月以内に届出が必要**です!

※教育目的である施設であっても、乳幼児が保育されている実態があれば届出を行う必要があるため、届出の必要性については、都道府県等へお問い合わせください。

届出をしていない、又は虚偽の届出を行っている施設の設置者は、**５０万円以下の過料に処されます。**
(http://www.acsa.jp/htm/license/)

働く職員の資格についてのルールも守ってください!

認可外保育施設で働く職員には、一定の資格が必要です。特に、ベビーシッターとして働く場合は、保育士又は看護師（准看護師を含む）資格を有していない場合、都道府県等が実施する研修を受ける必要があります。研修の受講を希望する方は、各都道府県等におたずねください。

見落としがちな基準も忘れずに…

このほか、見落とされがちな基準の項目についてまとめたチェックリストもあります。

チェックリストはこちら

※「１０ 認可外保育施設関係」の項目に掲載されています。

令和３年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業
認可外保育施設指導監督基準等の理解促進に関する調査研究
事業報告書

発　行　日　令和４（2022）年３月

編集・発行　株式会社小学館集英社プロダクション　パブリックサービス事業部

〒101-0051　東京都千代田区神田神保町２-20　SP神保町第２ビル５階

TEL：03-3515-6862　FAX：03-3515-6799